

第3期奄美市子ども・子育て支援事業計画案

令和7年1月

鹿児島県 奄美市

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	3
（1）国の動向	3
（2）奄美市の動向	4
2 計画の性格、位置づけ	5
3 計画の期間	6
4 計画の策定体制	7
（1）子ども・子育て会議の開催	7
（2）ニーズ調査の実施	7
（3）パブリックコメントの実施	7
第2章 子ども・子育てを取り巻く環境	8
1 少子化の動向	9
（1）人口の推移	9
（2）出生の動向	10
（3）婚姻、離婚の動向	12
2 世帯の状況	13
（1）6歳未満の子どものいる世帯の状況	13
（2）18歳未満の子どものいる世帯の状況	13
（3）母子・父子世帯の状況	14
3 就労の状況	15
（1）女性の労働力率の推移	15
（2）女性の労働力率の比較	15
4 母子保健に関する状況	16
（1）妊娠届出週数	16
（2）妊婦健康診査受診率	16
（3）母親の年齢別出産数	17
（4）低出生体重児の割合（2,500g未満）	17
（5）3歳児のむし歯有病者率	18
（6）朝食の欠食率	18
5 子育て支援の現状	19
（1）認可保育所・認定こども園・地域型保育施設等（令和6年10月現在）	19
（2）幼稚園の状況（令和6年10月現在）	21
（3）認可外保育施設	22
（4）一時預かり事業	23
（5）放課後児童クラブ（令和6年10月現在）	24
（6）病児・病後児保育（令和6年10月現在）	25
（7）地域子育て支援センター・児童館事業	25

(8) 子育てサロン・サークル.....	26
(9) 各種手当等の状況.....	27
(10) 医療費助成の現状.....	28
(11) 児童虐待の現状.....	29
(12) いじめ・不登校の現状.....	30
(13) 障害児への支援.....	31
6 ニーズ調査結果の概要（抜粋）.....	32
(1) 子どもの育ちをめぐる環境.....	32
(2) 母親の就労状況.....	38
(3) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況(就学前児童).....	39
(4) 奄美市における子育て環境や子育て支援への満足度.....	41
(5) 充実してほしい子育て支援サービス.....	42
第3章 計画の目指す方向.....	43
1 基本理念.....	45
2 基本的な考え方.....	47
3 基本目標.....	48
4 計画の体系図（案）.....	50
第4章 施策の展開.....	52
基本目標1 地域における子育て支援の充実を目指します。.....	53
(1) 就学前環境の整備.....	53
(2) 教育・保育及び子育て支援に従事する人材確保の推進.....	56
(3) 子育て支援の情報提供・地域との連携・相談体制の充実.....	57
(4) 地域における子育て支援・子どもの居場所づくり.....	59
(5) 子育て費用の負担の軽減.....	63
(6) ワーク・ライフ・バランスの推進（仕事と生活の調和）.....	66
基本目標2 親子の心とからだの健やかな成長を支えます。.....	69
(1) 子どもと親の健康づくりの充実.....	69
(2) 食育の推進.....	74
(3) 思春期保健対策の充実.....	76
基本目標3 子どもの生きる力を育みます。.....	77
(1) 子どもの生きる力の育成にむけた学校教育の環境整備.....	77
(2) 家庭や地域の教育力の向上.....	79
(3) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進.....	81
基本目標4 支援を必要とする子どもや家庭への支援に取り組めます。.....	82
(1) 児童虐待防止対策の強化.....	82
(2) 被害に遭った子どもの保護の推進.....	85
(3) ひとり親家庭や貧困世帯に対する支援の充実.....	86
(4) 障害児施策の充実.....	88

基本目標 5 みんなにやさしい “子育てのしま”を推進します。	92
(1) 良質な居住環境の確保.	92
(2) 安全安心なまちづくりの推進.	93
(3) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進.	94
第5章 事業計画.	95
1 教育・保育の提供区域の設定.	96
2 教育・保育の量の見込み.	96
(1) 教育・保育の支給の認定について.	96
(2) 児童数の見込み.	97
(3) 幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」と「確保の内容」	99
3 保育利用率の目標設定.	107
(1) 保育利用率とは.	107
(2) 保育利用率の目標値の設定.	107
4 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策.	108
(1) 認定こども園の普及にかかる基本的な考え方.	108
(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の市町村が行う必要な支援に関する事項.	108
(3) 教育・保育施設と地域型保育事業者の相互連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策.	108
5 産後の休業及び育児休業後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保.	108
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.	109
7 地域子ども・子育て支援事業.	110
(1) 利用者支援事業.	110
(2) 地域子育て支援拠点事業.	111
(3) 児童館事業.	112
(4) 妊婦健康診査.	113
(5) 乳児家庭全戸訪問事業.	114
(6) 養育支援訪問事業.	115
(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	116
(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	117
(9) 一時預かり事業.	118
(10) 延長保育事業.	119
(11) 病児保育事業.	120
(12) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	121
(13) 子育て世帯訪問支援事業.	125
(14) 児童育成支援拠点事業.	125
(15) 親子関係形成支援事業.	126
(16) 妊婦等包括相談支援事業.	126
(17) 乳児等通園支援事業（誰でも通園制度）	127

(18) 産後ケア事業.....	128
(19) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業.....	128
(20) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業.....	128
第6章 計画の推進.....	129
1 計画の周知.....	130
2 関係機関等との連携・協働.....	130
3 計画の進行管理.....	130

第 1 章

計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨



(1) 国の動向

平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が開始され、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保及び地域における子ども・子育て支援の充実が図られています。

国においては、急速な出生率の低下、児童虐待の増加や子どもの貧困、子どものいじめや自殺の増加などの諸問題を背景に、令和5年4月こども家庭庁を発足し、こども基本法が施行されました。こども基本法は、次代の社会を担う全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し制定されており、子ども・子育てに関する支援対策は新たなステージへと進んでいます。

「こども基本法」に基づき令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」は、「こどもまんなか社会」※1という子どもの利益を最優先に考えた政策や取組みを国の中心に据える社会目標を打ち出し、その実現に向けた、政府全体のこども施策の基本指針として示されました。

地方自治体には、子ども・若者、子育て世帯を中心とし、子どもや若者の意見を取り入れながら、ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援や貧困・格差が解消された良好な成長環境の整備等を様々な団体と連携し、社会一体となって推し進めていくことが求められています。

※1 「こどもまんなか社会」とは…

次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長し、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会

こども基本法に定められた6つの基本理念

こども施策は、**6つ**の基本理念をもとに行われます。

- | | |
|---|---|
| 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。 | 4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。 |
| 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。 | 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。 |
| 3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。 | 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。 |

(2) 奄美市の動向

奄美市では、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年3月に「奄美市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月には「第2期奄美市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育や各種子育て支援を充実させてきました。

令和5年度末、本市の課題「人口の減少」に対し、行政だけでなく、市民一人ひとり、企業団体が一丸となって立ち向かうため、最上位計画である奄美市総合計画「未来の奄美市づくり計画」(以下、「奄美市未来計画」という。)を策定しました。この計画に沿って、令和6年度、本市が取り組む施策の一丁目一番地に子育て支援を掲げ、子育ての課題となっている「待機児童発生の要因となっている保育人材確保」に向けて民間と行政が対等の立場で「保育人材確保に向けた官民連携円卓会議」を開催し、それぞれの役割を明確にした解決策の検討を進めてきました。

この度、「第2期奄美市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で最終年度を迎えます。引き続き計画的に子育て施策を推進するため、これまでの取組を踏まえ、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指し、「第3期奄美市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

奄美市総合計画「未来の奄美市づくり計画」で目指す将来像

自然・人・文化が紡ぐ しあわせの島
～自然もひととも多様性を尊重し合える なつかしい未来都市 奄美市～

未来の奄美市をつくるためにみんなが共有すべき考え方

- (1) みんなで生活満足度向上を目指します
- (2) 成長の源泉である元気な経済活動を目指します
- (3) 未来を担う次世代へ「しまの誇り」を継承することを目指します

2 計画の性格、位置づけ



本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、国が定める基本指針に即して策定します。また、次世代育成支援対策推進法の改定により、法律の有効期限が延長されたことを受け、同法8条に基づく、「市町村行動計画」にも位置づけ一体的に策定します。

なお、実施に当たっては、「奄美市未来計画」及び、令和7年度に策定予定である「地域福祉計画」、その他関連計画との調和を保ちながら進めていきます。

子ども・子育て支援法(抜粋)

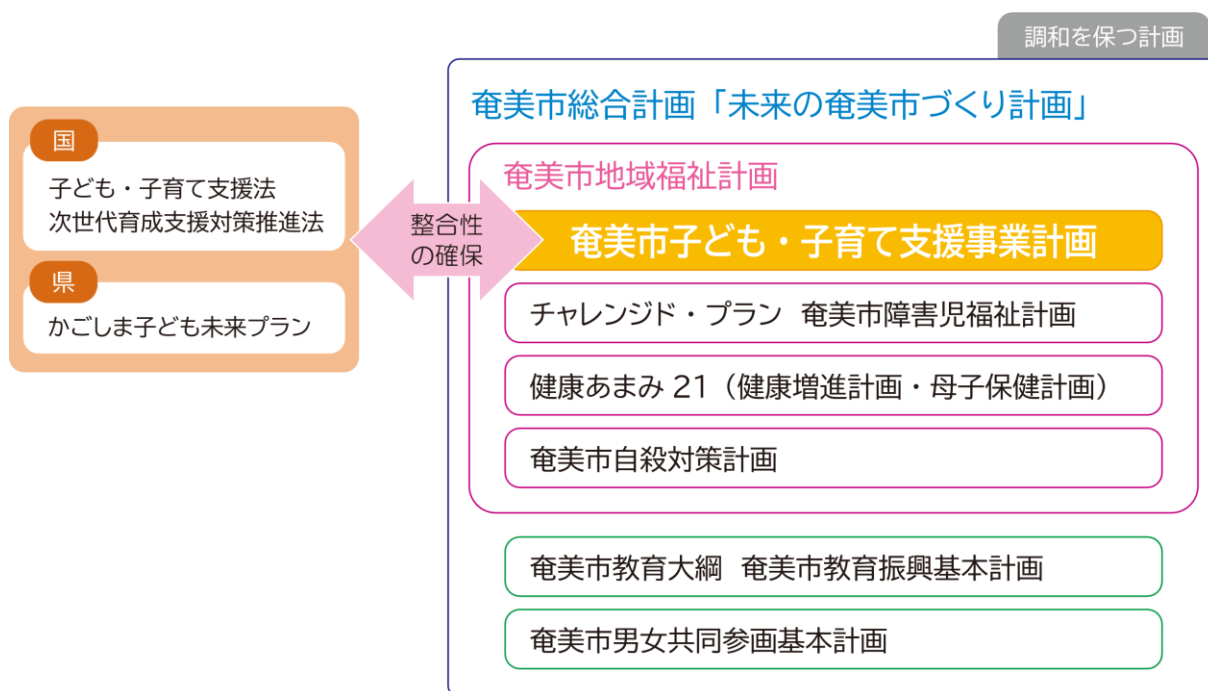
(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法(抜粋)

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定するものとする。



3 計画の期間

本計画は「子ども・子育て支援法」に則し、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間を期間とする計画とします。但し、本市の保育ニーズや子ども・子育てを取り巻く環境や社会情勢等の大きな変化等により必要に応じて見直しを図るものとします。

計画の期間

令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
	奄美市総合計画「未来の奄美市づくり計画」 (令和 6 年度～令和20年度15年間)							
	第 1 期(4 年間)				第 2 期(4 年間)			
	第 1 期 (5 年間)		第 2 期奄美市地域福祉計画 (5 年間)					第 3 期 (5 年間)
	第 2 期(5 年間)	第 3 期奄美市子ども・子育て支援事業計画 (5 年間)					第 4 期(5 年間)	

関連する計画とその期間

計画名	計画期間
チャレンジド・プラン 奄美市第 3 期障害児福祉計画	令和 6 年度～令和 8 年度
健康あまみ21 健康増進計画・母子保健計画	令和 2 年度～令和11年度
奄美市教育大綱	令和 4 年度～令和 7 年度
奄美市教育振興基本計画	令和 3 年度～令和 7 年度
第 2 期 奄美市自殺対策計画	令和 6 年度～令和10年度
奄美市男女共同参画基本計画	令和 5 年度～令和14年度

4 計画の策定体制



(1) 子ども・子育て会議の開催

本計画は、「子ども・子育て支援法」第72条の規定に基づき、令和 5 年度から「奄美市子ども・子育て会議」を 8 回開催し、本市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等の利用の現状分析と今後の利用希望調査(ニーズ調査)の実施結果等を基に、奄美市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項(本計画に掲げる事項)及び施策の実施状況(計画の進捗管理)について調査・審議を重ね策定しました。

(2) ニーズ調査の実施

「第 3 期奄美市子ども・子育て支援事業計画」の基礎資料として、保育ニーズや奄美市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向をはじめ、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、意向調査(アンケート調査)として実施しました。

区分	就学前児童調査	就学児童調査
調査対象	就学前(0～5歳)の子がいる世帯	小学1～3年生の子がいる世帯
調査方法	郵送または施設を通じた配布、郵送・Webによる回収	小学校を通じた配布、郵送・Webによる回収
調査時期	令和6年1月5日(金)～1月31日(水)	
配布数	1,520件	1,011件
回収数	800件	492件
回収率	52.6%	48.7%

※ニーズ調査結果の概要は別途記載

(3) パブリックコメントの実施

市民の意見を反映するため、本市ホームページ等に計画素案を掲載し、パブリックコメントを実施しました。

第2章

子ども・子育てを取り巻く環境

1 少子化の動向



(1) 人口の推移

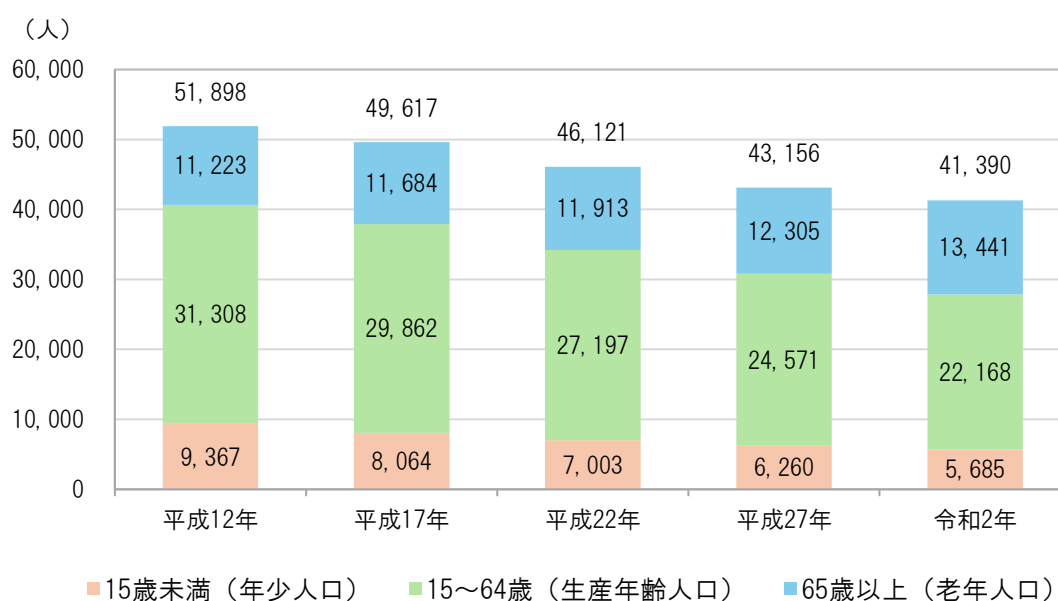
令和 2 年国勢調査結果による本市の総人口は 41,390 人となっており、このうち、15 歳未満の年少人口は 5,685 人、総人口の 13.7%となっています。

総人口に占める 15 歳未満の年少人口の割合は、平成 12 年から令和 2 年までの20年間で 4.3 ポイント減少しています。一方で65歳以上の老年人口の割合は約 10.8 ポイント増加しており、少子高齢化が進行しています。

【人口の推移（年齢3区分）】

(単位：人)

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和 2 年
総人口	51,898	49,617	46,121	43,156	41,390
15歳未満 (年少人口)	9,367	8,064	7,003	6,260	5,685
	18.0%	16.3%	15.2%	14.5%	13.7%
15～64歳 (生産年齢人口)	31,308	29,862	27,197	24,571	22,168
	60.3%	60.2%	59.0%	56.9%	53.6%
65歳以上 (老年人口)	11,223	11,684	11,913	12,305	13,441
	21.6%	23.5%	25.8%	28.5%	32.5%



※総人口は「不詳」を含むため、3区分を合計しても総人口に一致しない場合があります

資料：国勢調査（総務省統計局）

(2) 出生の動向

本市の出生数は、令和4年は294人となっており、平成30年からの5年間で15人減少しています。人口千人あたりの出生率は、減少傾向にありましたが、令和2年より上昇に転じ、国や県と比較すると高くなっています。

また、1人の女性が生涯に生む子どもの数を表す合計特殊出生率(15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの)は、平成30年から令和4年は1.75となっており、平成25年から平成29年の1.88と比較すると減少していますが、国や県と比較すると高い水準を保っています。

しかし、人口を維持するのに必要とされる2.07は下回っており、少子化傾向が続いています。

【出生数及び出生率の推移】

奄美市					
区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
出生数(人)	309	274	292	285	294
出生率(人/人口千対)	7.4	6.6	7.1	7.0	7.3

鹿児島県					
区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
出生数(人)	12,956	11,977	11,638	11,618	10,540
出生率(人/人口千対)	8.1	7.5	7.4	7.4	6.8

全国					
区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
出生数(人)	918,400	865,239	840,835	811,622	770,759
出生率(人/人口千対)	7.4	7.0	6.8	6.6	6.3

資料：人口動態統計（鹿児島県）

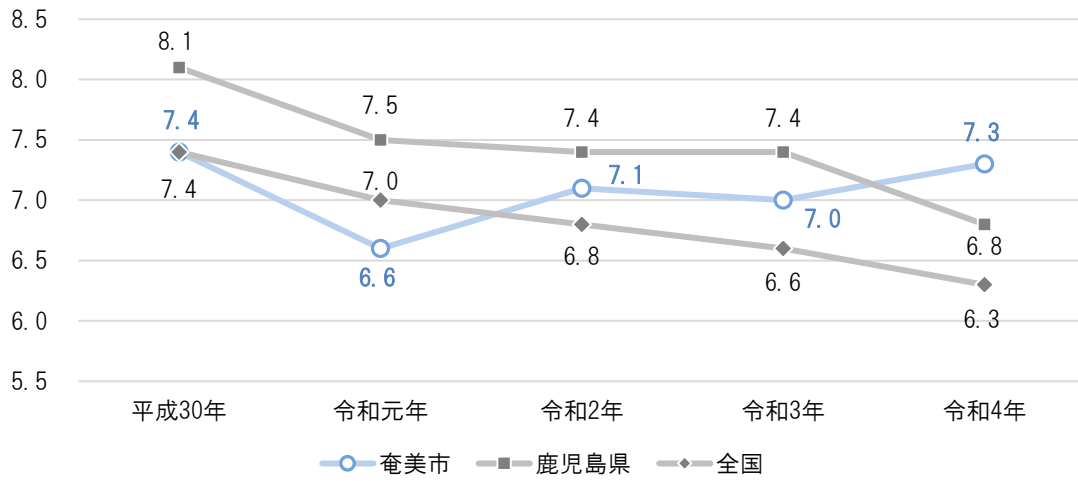
【合計特殊出生率の推移】

区分	平成15年～ 平成19年	平成20年～ 平成24年	平成25年～ 平成29年	平成30年～ 令和4年
奄美市	1.71	1.83	1.88	1.75
鹿児島県	1.52	1.62	1.68	1.62
全国	1.31	1.38	1.43	1.33

資料：人口動態保健所・市区町村別統計（厚生労働省）

【出生率の推移】

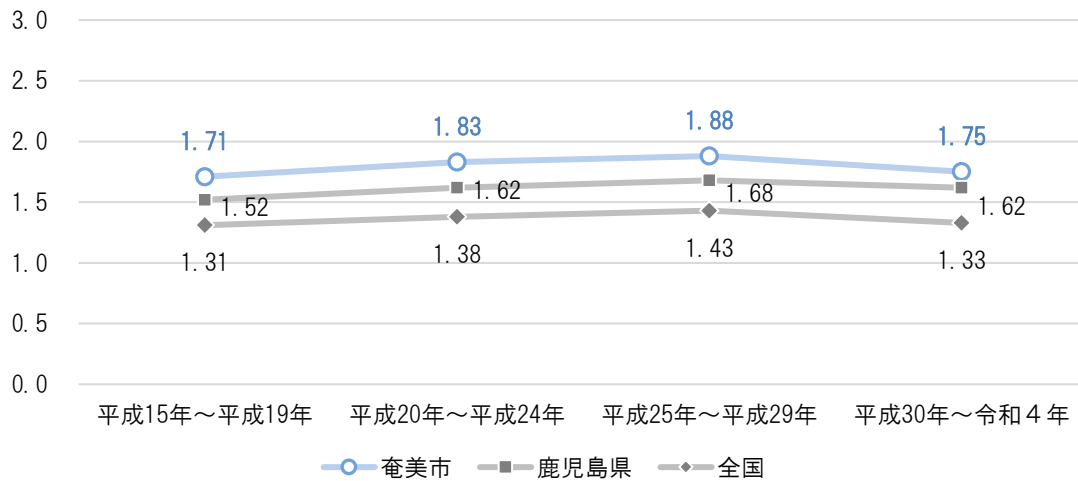
(人口千対)



資料：人口動態統計（鹿児島県）

【合計特殊出生率の推移】

(人口千対)



資料：人口動態保健所・市区町村別統計（厚生労働省）

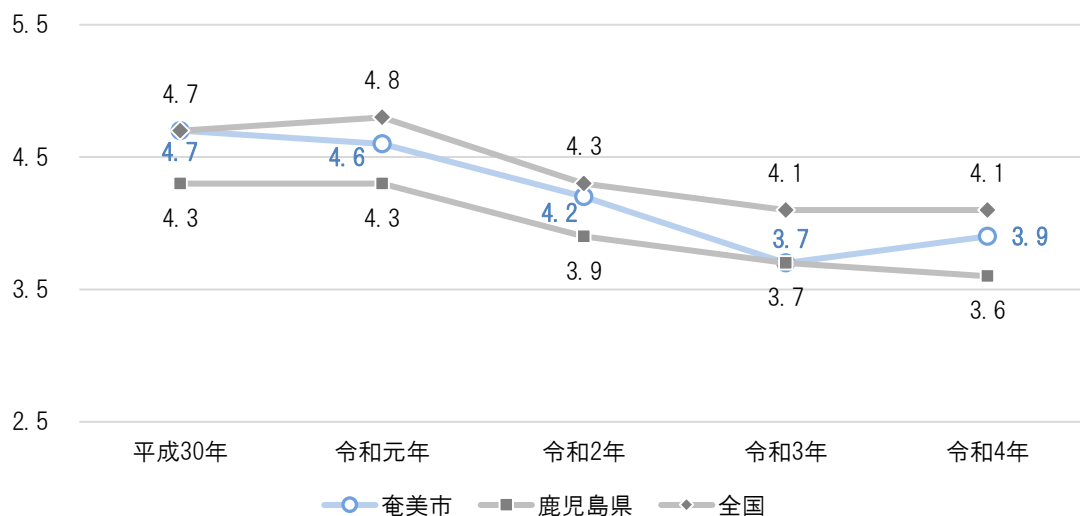
(3) 婚姻、離婚の動向

婚姻率は、令和 4 年は 3.9 となっており、令和3年と比較すると上昇しているものの減少傾向で推移しています。

離婚率は、令和 4 年は 1.83 となっており、増減はみられるものの下降傾向にあります、国や県より高い水準で推移しています。

【婚姻率の推移】

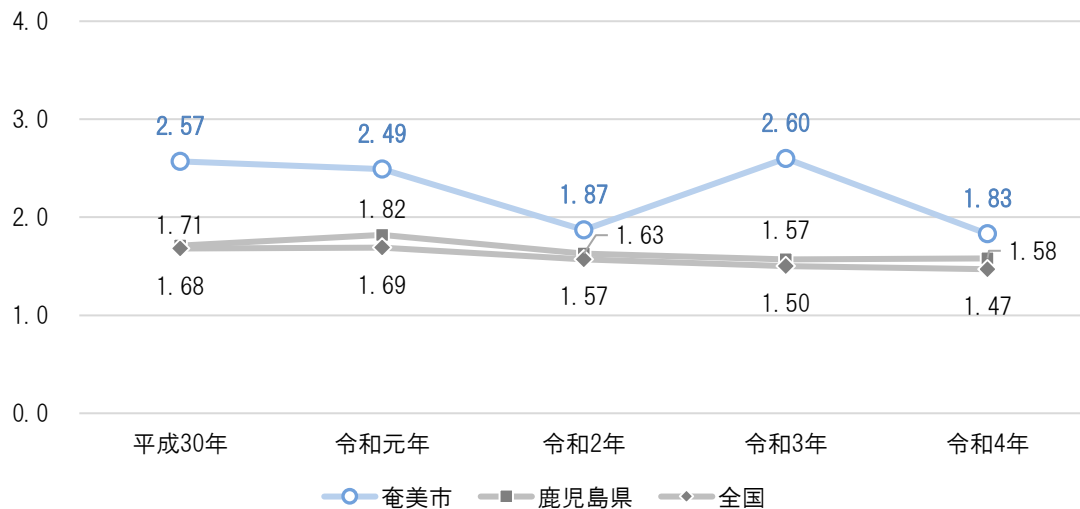
(人口千対)



資料：人口動態統計（鹿児島県）

【離婚率の推移】

(人口千対)



資料：人口動態統計（鹿児島県）

2 世帯の状況



(1) 6歳未満の子どものいる世帯の状況

6歳未満の子どものいる一般世帯は、令和2年では1,502世帯で世帯人員は6,152人、世帯あたりの人員は4.1人となっています。

また、6歳未満の子どもの人員は2,029人で、世帯あたりの6歳未満人員は1.4人となっています。

【6歳未満の子どものいる世帯の推移】

区分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
世帯数	2,238	1,935	1,748	1,502
世帯人員	9,027	7,931	7,047	6,152
世帯あたり人員	4.0	4.1	4.0	4.1
6歳未満子どもの人員	2,987	2,607	2,342	2,029
世帯あたりの6歳未満人員	1.3	1.3	1.3	1.4

資料：国勢調査（総務省統計局）

(2) 18歳未満の子どものいる世帯の状況

18歳未満の子どものいる一般世帯は、令和2年では3,645世帯で世帯人員は13,912人、世帯あたりの人員は3.8人となっています。

また、18歳未満の子どもの人員は6,705人で、世帯あたりの18歳未満人員は1.8人となっています。

【18歳未満の子どものいる世帯の推移】

区分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
世帯数	5,386	4,692	4,134	3,645
世帯人員	20,901	17,938	15,586	13,912
世帯あたり人員	3.9	3.8	3.8	3.8
18歳未満子どもの人員	9,762	8,431	7,401	6,705
世帯あたりの18歳未満人員	1.8	1.8	1.8	1.8

資料：国勢調査（総務省統計局）

(3) 母子・父子世帯の状況

母子世帯は、令和 2 年では 677 世帯(一般世帯に対する割合 3.5%)となっています。また、父子世帯は 83 世帯(同 0.4%)となっています。

【母子・父子世帯数の推移】

区分	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
一般世帯	20,743	20,062	19,580	19,586
母子世帯	671	646	595	677
	3.2%	3.2%	3.0%	3.5%
父子世帯	80	66	69	83
	0.4%	0.3%	0.4%	0.4%

資料：国勢調査（総務省統計局）

18 歳未満の子どもがいる世帯は、令和 2 年は 3,645 世帯となっており、うち母子世帯は 642 世帯(18 歳未満の子どもがいる世帯数に対する割合 17.6%)、父子世帯は 74 世帯(同 2.0%)となっています。

【18 歳未満の子どもがいる母子・父子世帯数の推移】

区分	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
18 歳未満の子どもがいる世帯	5,386	4,692	4,134	3,645
母子世帯	633	607	558	642
	11.8%	12.9%	13.5%	17.6%
父子世帯	70	61	64	74
	1.3%	1.3%	1.5%	2.0%

資料：国勢調査（総務省統計局）

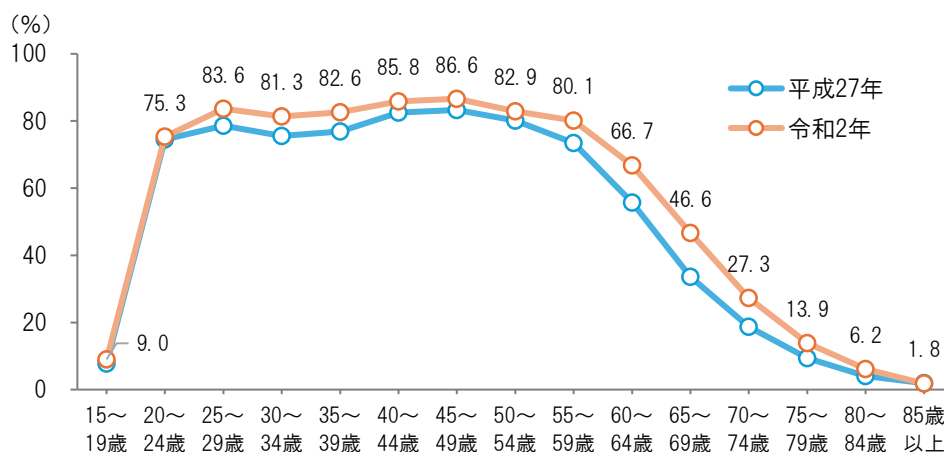
3 就労の状況



(1) 女性の労働力率の推移

女性の労働力率をみると、平成27年と比較して、M字型カーブが浅くなっており、子育て世代の女性の労働力率は増加しています。またその他の年代においても上昇しています。

【女性の労働力率の推移】



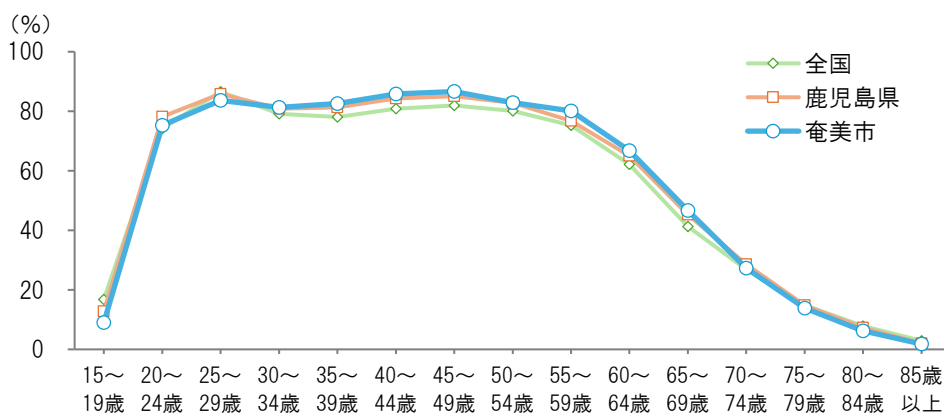
資料：国勢調査（総務省統計局）

※女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られています。

(2) 女性の労働力率の比較

女性の労働力率を国や県と比較すると、30歳代から50歳代の労働力率が高くなっています。

【女性の労働力率の比較（令和2年）】



資料：国勢調査（総務省統計局）

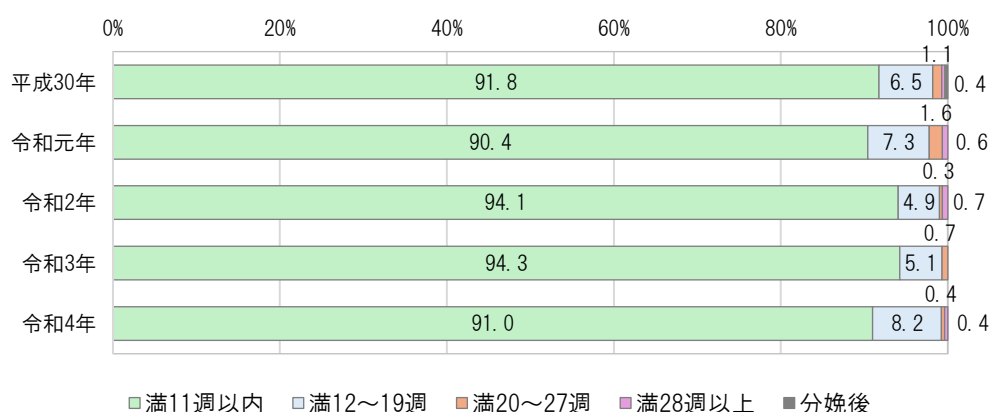
4 母子保健に関する状況



(1) 妊娠届出週数

20 週以降の妊娠届出が県より高い状況が続いていましたが、令和2年度以降は県を下回って推移しています。20 週以降の届出のなかには家庭環境など、問題を抱えている妊婦も多くみられます。安心安全な妊娠・出産に臨めるよう、母子手帳発行時から支援を行います。

【妊娠届出週数の推移】

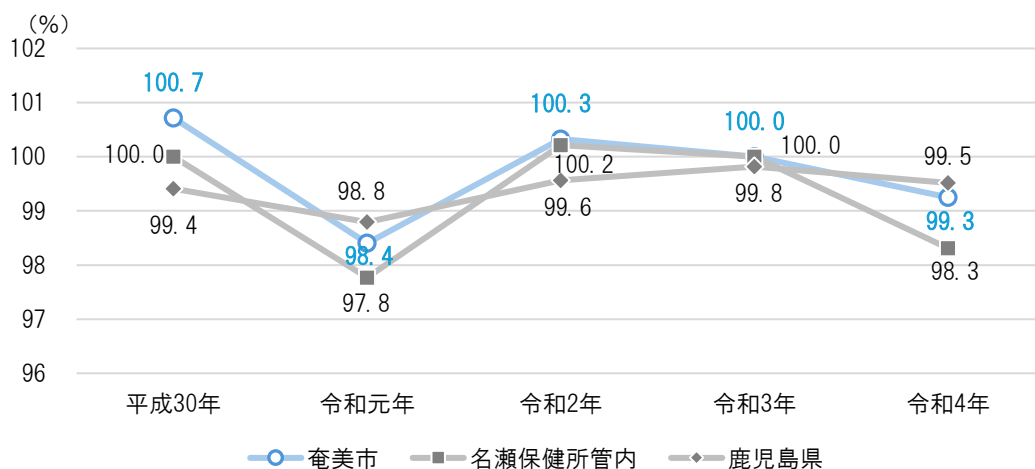


資料：鹿児島県の母子保健

(2) 妊婦健康診査受診率

妊婦健康診査受診率は、令和4年は99.3%となっています。受診率100%を維持していくため、受診勧奨、保健指導の実施等に努めます。

【妊婦健康診査受診率】



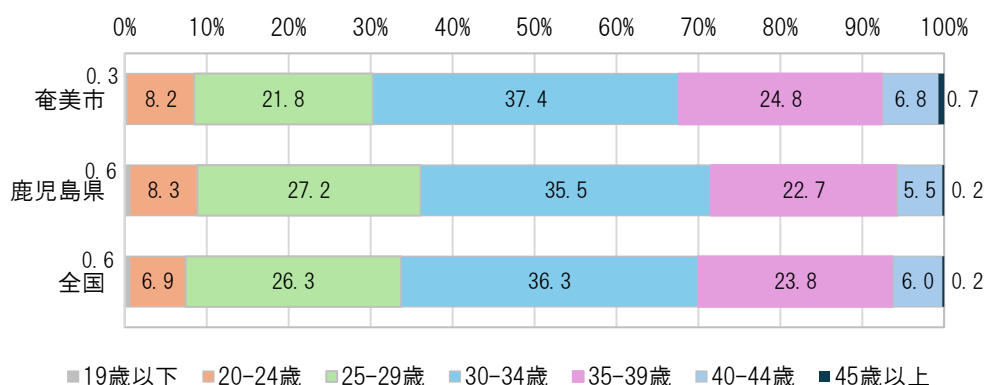
資料：鹿児島県の母子保健

※基準日以降に生じる出生や転入等の対象者数の変動により、対象者数を超える受診者数となり、実績が100%を超える場合があります。

(3) 母親の年齢別出産数

母親の出産年齢では、30・40代の割合が国・県より高くなっています。様々なリスクを伴う高齢出産や若年妊娠の割合の合計も国より高くなっており、保健・医療機関との更なる連携が求められています。

【母親の年齢別出産数の構成比（令和4年）】



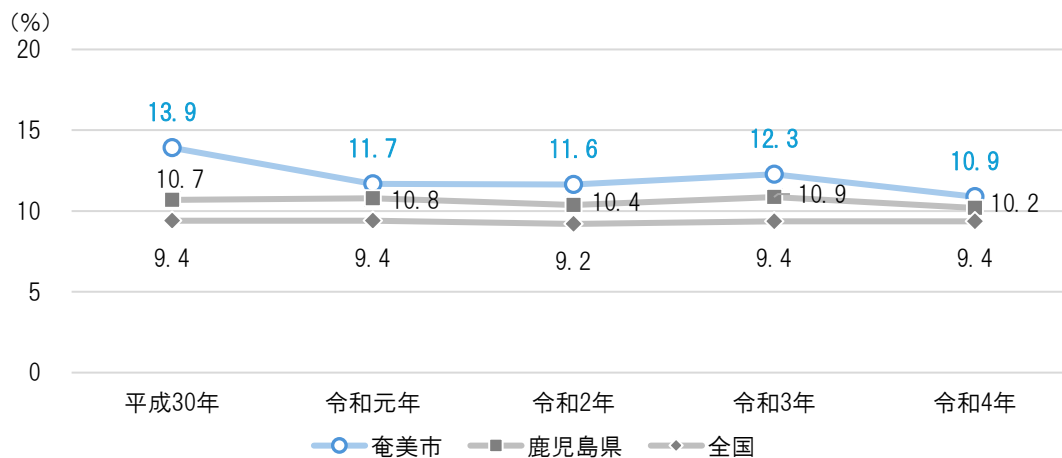
※年齢不詳を除く。

資料：鹿児島県の母子保健

(4) 低出生体重児の割合（2,500g未満）

低出生体重児の割合は、下降傾向にあります。依然として県・国と比較して高い状況にあります。妊婦の喫煙のほか、低栄養状態や飲酒などが原因となって起こる場合があります。妊娠中だけでなく、妊娠前からの食事や喫煙・歯の健康管理などについて重点的に啓発し、健やかな妊娠・出産に臨めるよう取り組む必要があります。

【低出生体重児の割合の推移】

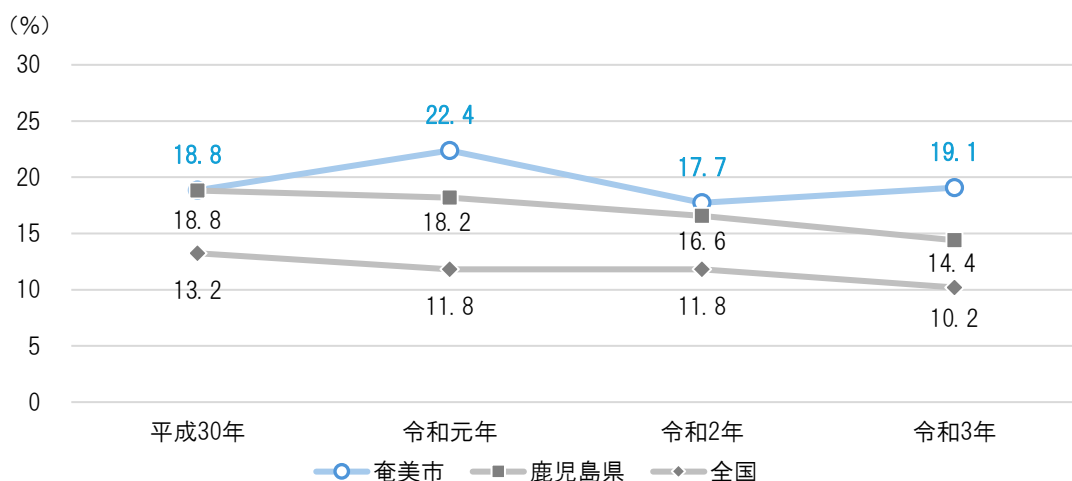


資料：人口動態統計（厚生労働省）

(5) 3歳児のむし歯有病者率

3歳児のむし歯有病者率は、増減があるものの減少傾向にあります。しかしながら、国・県と比較すると依然として高い状況です。むし歯のない子どもが増えている一方で、一人で多くのむし歯を有する子どもが見られ、両極化しています。今後、さらにむし歯を減らすには、保護者の取組だけでなく、祖父母や地域の方の理解・協力が不可欠であり、全体を含めて取り組む必要があります。

【3歳児のむし歯有病者率の推移】

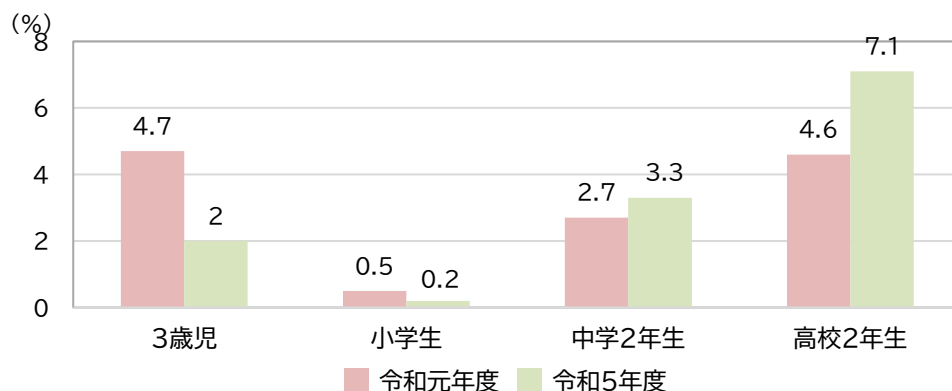


資料：母子保健情報システム

(6) 朝食の欠食率

子どもの朝食欠食率は、3歳児においては改善傾向にあるが、高校2年生・中学3年生で悪化傾向にあります。乳幼児期から、朝食をとる週間を身に付けることは、生活リズムを整え、望ましい食習慣の実現のためにも重要です。また、将来の生活習慣病予防にも深く関わるため、関連づけて取り組む必要があります。

【朝食の欠食率】



資料：健康あまみ 21 アンケート（令和5年度実施）

5 子育て支援の現状



(1) 認可保育所・認定こども園・地域型保育施設等 (令和6年10月現在)

保護者が就労などにより家庭で保育できない場合に、児童を預かる施設です。

①認可保育所

市内には10か所の認可保育所があり、定員数は905人となっています。

<名瀬地区>

No.	名称	定員数
1	小浜保育所	150
2	輪内保育所	150
3	金久保育所	120
4	平田保育所	60
5	春日保育園	120
6	小宿保育園※	80

※令和7年4月から認定こども園へ移行予定

<笠利地区>

No.	名称	定員数
1	赤木名保育所※	60
2	節田保育所	60
3	宇宿保育所	45
4	笠利聖母保育園	60

※令和7年4月から赤木名幼稚園と統合し認定こども園へ移行予定

②認定こども園

市内には2か所の認定こども園があり、定員数は225人となっています。

<名瀬地区>

No.	名称	定員数
1	朝仁保育園（幼保連携型）	105
2	朝日小学校附属幼稚園型認定こども園 （幼稚園型）	120

③地域型保育所等

認可保育所と同様に、保護者が仕事や病気などの理由により家庭で保育ができないときに、児童を預かる施設です。

市内には 7 か所の地域型保育所等があり、定員数は 69 人となっています。

<名瀬地区>

No.	名称	定員数
1	さくら保育園	19
2	森のおうち くっかる	7
3	ひよこのおうち	9
4	みつばち保育所	12
5	たんぽぽ保育園	12
6	いっぽいっぽ	5

<住用地区>

No.	名称	定員数
1	にこここ保育ルーム	5

④へき地保育所

市内には 3 か所のへき地保育所があり、定員数は 90 人となっています。

<笠利地区>

No.	名称	定員数
1	用安へき地保育所	30

<住用地区>

No.	名称	定員数
1	住用へき地保育所	30
2	東城へき地保育所	30

（２）幼稚園の状況 （令和６年１０月現在）

幼稚園は、満３歳から小学校就学前の幼児を保育し、適当な環境の中でその心身の発達を助長するための教育施設です。預かり保育（保護者の希望に応じて、幼稚園の通常の教育時間の前後や夏休み等の長期休業中等に、子どもを預かり保育をする）を実施している園もあります。幼稚園では園児に対する幼児教育の他、地域における子育て支援活動等を行っています。

市内には５か所の幼稚園があり、定員数は６２０人となっています。

<名瀬地区>

No.	名称	定員数
１	名瀬小学校附属幼稚園	１２０
２	小宿小学校附属幼稚園	６０
３	名瀬聖母幼稚園	１３０
４	名瀬信愛幼稚園	２５０

<笠利地区>

No.	名称	定員数
１	赤木名幼稚園※	６０

※令和７年４月から赤木名保育園と統合し認定こども園へ移行予定

(3) 認可外保育施設

認可外保育施設は、乳幼児の保育を行うことを目的とする施設であって、県知事や市町村長の認可を受けていない保育施設を総称して呼んでいます。「企業主導型保育事業」を実施する施設も認可外保育施設に含まれます。

①認可外保育所

市内には 3 か所の認可外保育所があり、定員数は 93 人となっています。

<名瀬地区> (令和 6 年 1 0 月現在)

No.	名称	定員数
1	名瀬信愛幼稚園	40
2	みどり保育園	33
3	あまみのもりのほいくえん	20

②企業主導型保育所

市内には 2 か所の企業主導型保育所があり、定員数は 28 人となっています。

<名瀬地区> (令和 6 年 1 0 月現在)

No.	名称	定員数
1	さくらんぼ保育園	16
2	すまいる保育園	12

③事業所内保育所

市内には 4 か所の事業所内保育所があり、定員数は 71 人となっています。

<名瀬地区> (令和 6 年 1 0 月現在)

No.	名称	定員数
1	奄美中央病院 (ひまわり保育園)	20
2	奄美和光園 (あまみ保育園)	8
3	県立大島病院	25
4	名瀬徳洲会病院 (おひさま保育所)	18

④ベビーシッター(令和 7 年 1 月現在)

個人宅等で子どもの預かりや保育をする事業です。市内には 8 名のベビーシッターがあり、定員数は 8 名となっています。

(4) 一時預かり事業

常時、保育所を利用している保護者以外でも、パート就労や出産、家族の病気、冠婚葬祭等の理由により、保育が必要な時は児童を認定こども園・幼稚園・保育所等で一時的に預かる事業です。

<名瀬地区>

No.	名称	定員数
1	さくら保育園	16
2	預かりルームみつばち	15
3	朝仁保育園	12
4	小宿保育園	8
5	港町児童センター	5
6	名瀬聖母幼稚園	12

<笠利地区>

No.	名称	定員数
1	笠利聖母保育園	5

(5) 放課後児童クラブ (令和6年10月現在)

市内には11か所の放課後児童クラブがあり、定員数は596人となっています。

No.	クラブ名	小学校区	定員	開所時間		
				月～金	土曜日	長期休業中
1	名瀬小児童クラブ	名瀬小	74	14時00分～ 18時00分	8時00分～ 18時00分	8時00分～ 18時00分
2	奄小児童クラブ	奄美小	36	14時00分～ 18時00分	8時00分～ 18時00分	8時00分～ 18時00分
3	あおぞら児童クラブ	伊津部小	80	10時00分～ 18時00分	8時00分～ 18時00分	8時00分～ 18時00分
4	第1ひまわりクラブ	朝日小	38	12時30分～ 18時00分	8時00分～ 18時00分	8時00分～ 18時00分
5	第2ひまわりクラブ	朝日小	86	12時00分～ 18時00分	7時30分～ 18時00分	7時30分～ 18時00分
6	学童クラブたんぽぽ	小宿小	81	12時00分～ 18時30分	8時00分～ 18時00分	7時30分～ 18時30分
7	菜の花学童クラブ	大川小	30	14時00分～ 18時30分	8時00分～ 18時30分	7時30分～ 18時30分
8	住用オレンジクラブ	東城小	30	14時00分～ 18時30分	8時00分～ 18時30分	7時30分～ 18時30分
9	赤木名放課後 児童クラブ	赤木名小	30	13時00分～ 18時00分	8時00分～ 18時00分	8時00分～ 18時00分
10	あまみこ児童クラブ	節田小	25	14時00分～ 18時00分	8時00分～ 18時00分	8時00分～ 18時00分
11	たんぽぽ児童クラブ	奄美小	76	14時00分～ 18時30分	8時00分～ 18時00分	8時00分～ 18時30分
合計		596				

（６）病児・病後児保育 （令和６年１０月現在）

保育所等に入所中の児童が病気療養中又は病気の回復期にあるため、保育所等での集団保育が困難な状態にあり、かつ、保護者がやむを得ない事由のため家庭で保育ができない状況にある場合において、一時的に児童を施設で預かり、保育を行う事業です。

市内には１か所の実施施設があり、定員数は３人となっています。

<名瀬地区>

名称	定員数
奄美中央病院（キッズケアルーム☆げんきっこ）	３

（７）地域子育て支援センター・児童館事業

育児相談や育児講座、親子で楽しく遊べる育児サークル支援などを実施する「地域子育て支援センター事業」や、児童の健全な遊び場の確保、健康増進、情操を高めることを目的とした「児童館事業」を行っています。

【地域子育て支援センター事業】令和５年度実績

施設名	総利用者数
子育て支援センター「わくわくひろば」 (港町児童センター内)	6,003 人
事業内容	
【委託運営】社会福祉法人真正会 ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ・子育て等に関する相談・援助・情報提供の実施等	

【児童館事業】令和５年度実績

施設名	利用児童（延人数）	利用一般（延人数）
金久児童館	5,084 人	782 人
港町児童センター	1,550 人	1,781 人

(8) 子育てサロン・サークル

市内には、未就学児(0 歳児から)とその保護者を対象とし、子育てをしている保護者同士の交流と、子どもの遊び場づくりを目的とした子育てサロン・サークルがあります。

サロン・サークル名	開催日	場所	料金
子育てサークル「たんぽぽ」 0997-53-5900	毎週火曜 10 : 30～ 11 : 30 頃	港町児童センター2 階 「わくわく広場」	0～300 円程度
子育てサロンていだっこ 0997-52-7601	第3水曜 10 : 00～ 11 : 30	奄美市老人福祉会館 (名瀬長浜町 2394)	1 家族 200 円

(9) 各種手当等の状況

児童手当は、児童を養育している家庭の生活の安定、児童の健全な育成及び資質の向上を目的として、18歳までの児童の養育者に対して支給されます。

児童扶養手当は、父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童を育てている方に対して支給されます。

特別児童扶養手当は、精神又は身体に重度又は中度の障害がある 20 歳未満の児童を養育している方(児童福祉施設に入所している場合を除く。)に対して、支給されます。

【児童手当】 令和 6 年 1 0 月分～

制度改正前	支給月額
3 歳未満 (第 1 子・第 2 子)	15,000 円
3 歳未満 (第 3 子以降)	30,000 円
3 歳以上 18 歳年度末 (第 1 子・第 2 子)	10,000 円
3 歳以上 18 歳年度末 (第 3 子以降)	30,000 円

【児童扶養手当】令和 6 年 11 月～ (毎年改正)

区分	支給月額	第 2 子加算月額
全部支給	45,500 円	10,750 円
一部支給	10,740 円～45,490 円	5,380 円～10,740 円

【特別児童扶養手当】令和 6 年 4 月～ (毎年改正)

区分	1 級月額	2 級月額
支給額	55,350 円	36,860 円

【支給実績】

名称	受給者数 (R6.3.31)	支給額
児童手当	2447	548,680,000 円
児童扶養手当	711	325,122,730 円
特別児童扶養手当	86	38,646,840 円

※令和 5 年度実績

(10) 医療費助成の現状

子ども医療費助成は、子どもの健康と健やかな育成を図るため、段階的に対象年齢を拡充し、令和 6 年度現在、18 歳年度末までの子どもの保護者に対し、保険診療による医療費の自己負担金の全額を助成しています。

制度拡充の経緯	対象児童	支給方法
平成 28 年 4 月	未就学児から小学 6 年生まで拡充	自動償還払い
平成 30 年 4 月	小学 6 年生から中学 3 年生まで拡充	自動償還払い
平成 30 年 10 月	住民税非課税世帯の未就学児のみ 上記以外	現物給付 自動償還払い
令和 3 年 4 月	中学 3 年生から高校 3 年生まで拡充 非課税世帯 課税世帯	現物給付 自動償還払い

名称	受給者数	支給額
子ども医療費助成（給付含む）	6,225 人	153,981,380 円

※令和 5 年度実績

ひとり親家庭等医療費助成は、18 歳以下の児童を有する母子家庭、父子家庭及び父母のいない児童の家族の健康と福祉の増進を図るため、保険診療による自己負担金全額を助成しています。

名称	受給者数	支給額
ひとり親家庭等医療費助成	1,810 人	17,734,123 円

※令和 5 年度実績

(11) 児童虐待の現状

近年、保護者の経済的困窮、社会的孤立、養育力の低下、ひとり親家庭の増加など、子どもを取り巻く社会・家庭環境が多様化、複雑化してきており、児童虐待等により社会的養護を必要とする子どもが増加しています。こうした現状に対応するため、国では、児童虐待防止法、児童福祉法が改正され、発生予防から自立支援までの一連の対策のさらなる強化や児童虐待の発生予防・早期発見のための取組、体罰によらない子育て等の推進が進められています。

本市においては、児童福祉法の規定に基づき、要保護児童又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を関係機関が連携して図るため、奄美市要保護児童対策地域協議会を立ち上げ、児童虐待防止へ取り組んでいます。

【虐待の相談種別件数】

虐待のタイプ	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
身体的虐待	10	7	2	7	2
性的虐待	1	1	1	0	0
心理的虐待	4	1	3	6	4
保護の怠慢・拒否（ネグレクト）	11	39	27	40	32
計	26	48	33	53	38

本市の状況として、若年妊婦や養育環境の面からリスクの高い妊婦が多いことや家族等からの支援が得られない家庭が多いこと、また育児不安を抱える親が多いことから、虐待等の問題が顕在化する前の予防的視点を重視し、早期の支援開始をめざすために「子育て世代包括支援センター」を健康増進課内に設置し、専任の助産師を中心に支援を行っています。

また福祉政策課では、不登校・非行の問題、子どもの虐待・DVに対する相談及びひとり親家庭の支援について、家庭児童相談員、女性相談支援員が対応し、「子育て世代包括支援センター」と連携し問題の解決に取り組む、「子ども家庭総合支援拠点」を設置しています。

なお今後「こども家庭センター」の設置を検討し、関係機関と連携しながら支援の必要な子どもとその家庭及び妊産婦の実情の把握、相談対応、要保護児童等の早期発見や適切な支援を実施します。

(12) いじめ・不登校の現状

いじめ防止対策推進法において、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」と定義し、いじめられた児童生徒の立場に立った考え方をします。

いじめ問題について、本市では令和 5 年度のいじめ認知件数は 449 件となっています。全ての事案において現在は解決済みですが、各学校においては「どの学級でもいじめは起こり得る」という危機意識をもって、児童生徒のちょっとした変化も見逃さぬよう見守り、指導を行っています。

本市においては、いじめに発展しかねない「言葉遣い」や、全国的に頻発している携帯電話やパソコンを使った「ネットいじめ」等を中心に情報交換・研修を行い、いじめ問題の未然防止・早期発見に連携して取り組んでいます。また、定例校長研修会や定例教頭研修会、生徒指導主任等研修会等でも携帯電話やインターネットの使用に関する注意喚起とともに「いじめ」について取り上げ、外部講師による講話も組み入れながら積極的ないじめ認知と、解消率 100%を目指して取り組んでいます。

「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義されています。本市における不登校児童生徒数は令和 5 年度が 127 人となっています。

現在、本市では不登校児童生徒のための教育支援センター(ふれあい教室)の開設や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談員の配置、学校では支援チームを組み、個別に支援を行う体制で対応しています。

さらに、本市では、児童生徒の自尊感情・自己肯定感・自己有用感を醸成するために「あまみっ子すこやかプログラム」での構成的グループエンカウターの年間計画への位置付けや、小・中学校間においては「あまみっ子ジョイントプラン【小中連携】」を密に行うことで、中 1 ギャップや不登校の未然防止に取り組んでいます。

(13) 障害児への支援

発育、発達に課題のある子どもに関する子育て支援では、障害の早期気づき、早期対応により、個々に応じた最も適切な支援を行うことが重要であり、その後の子どもの成長に大きな影響を及ぼすと言われています。そのためには、医療・保健・福祉・教育の施策が相互に連携を図る必要があります。

現在、本市では健康診査や相談等で何らかの遅れが疑われる乳幼児に対しては、精密診査の場（発育発達クリニックや小児神経専門外来、県療育センター巡回相談）の紹介、親子教室への案内を行っています。特に療育が必要な場合には児童発達支援事業等の紹介を行い、早期療育の導入に努めています。このように障害の早期気づき、早期対応により個々に応じた支援を行っています。

また、平成22年度から集団保育が可能な障害児（軽度を含む）を受け入れている私立保育所に対して、保育士を加配するための人件費に補助金を交付することにより、障害児と健常児の健全な成長を促進し、障害児の福祉増進を図る障害児保育事業を実施しています。

【児童発達支援事業等の状況】

事業所	設置 箇所数		
児童発達支援センター	2 か所		
事業	設置 箇所数	利用者推移	
		令和元年度	令和5年度
児童発達支援事業	6 か所	94 名	151 名
放課後等デイサービス事業	8 か所	128 名	169 名
保育所等訪問支援事業	5 か所	38 名	105 名
障害児相談支援事業	12 か所	234 名	342 名

6 ニーズ調査結果の概要（抜粋）

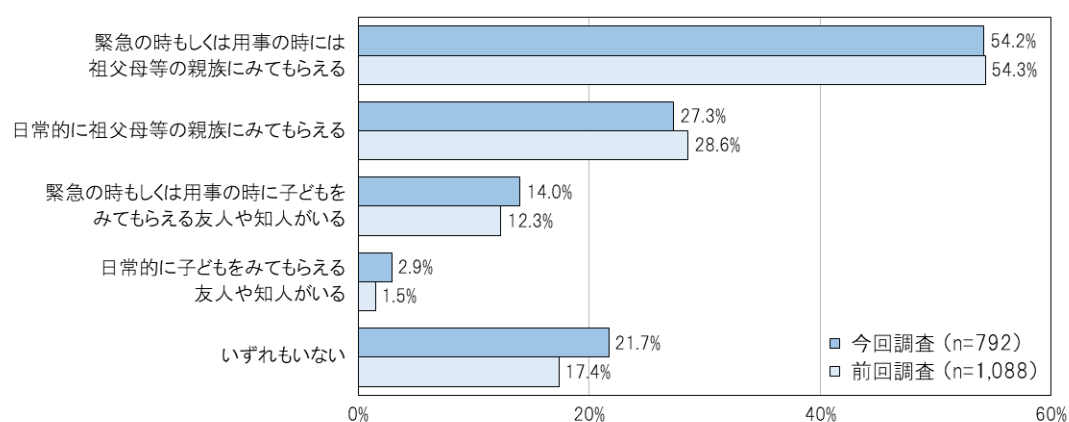


（１）子どもの育ちをめぐる環境

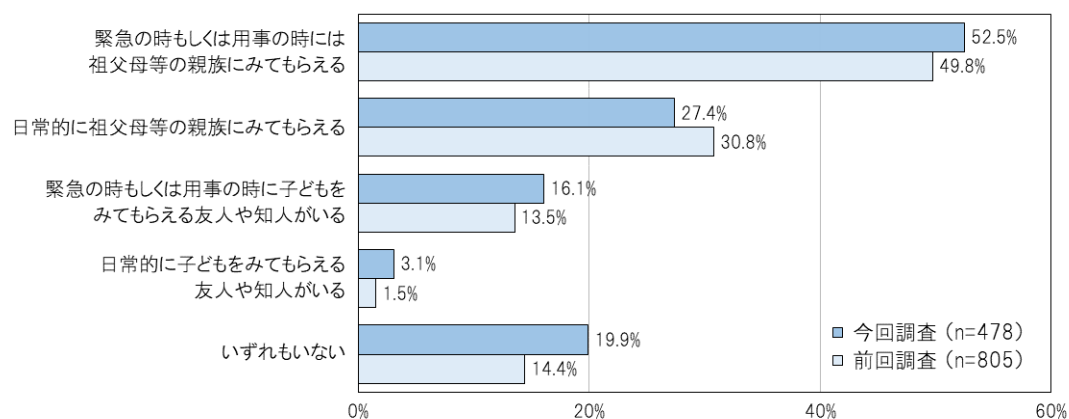
①日頃子どもをみてくれる親族・知人の有無

日頃、子どもをみてくれる親族・友人の有無について、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」とする回答の割合は就学前、小学生ともに最も高くなっており、前回調査から大きな変化はみられません。一方で、「いずれもない」とする回答は、就学前児童、就学児童ともに前回調査より高くなっています。

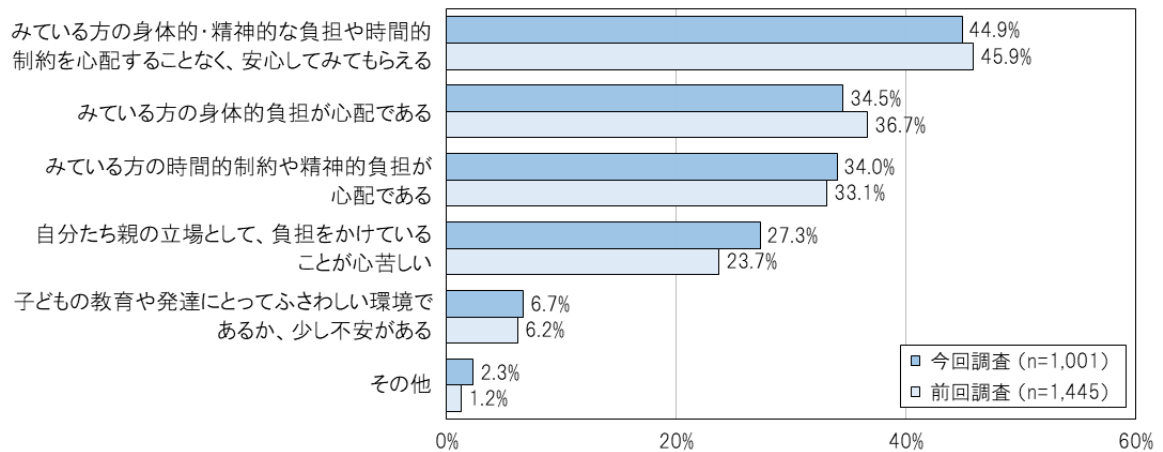
【就学前児童】



【就学児童】



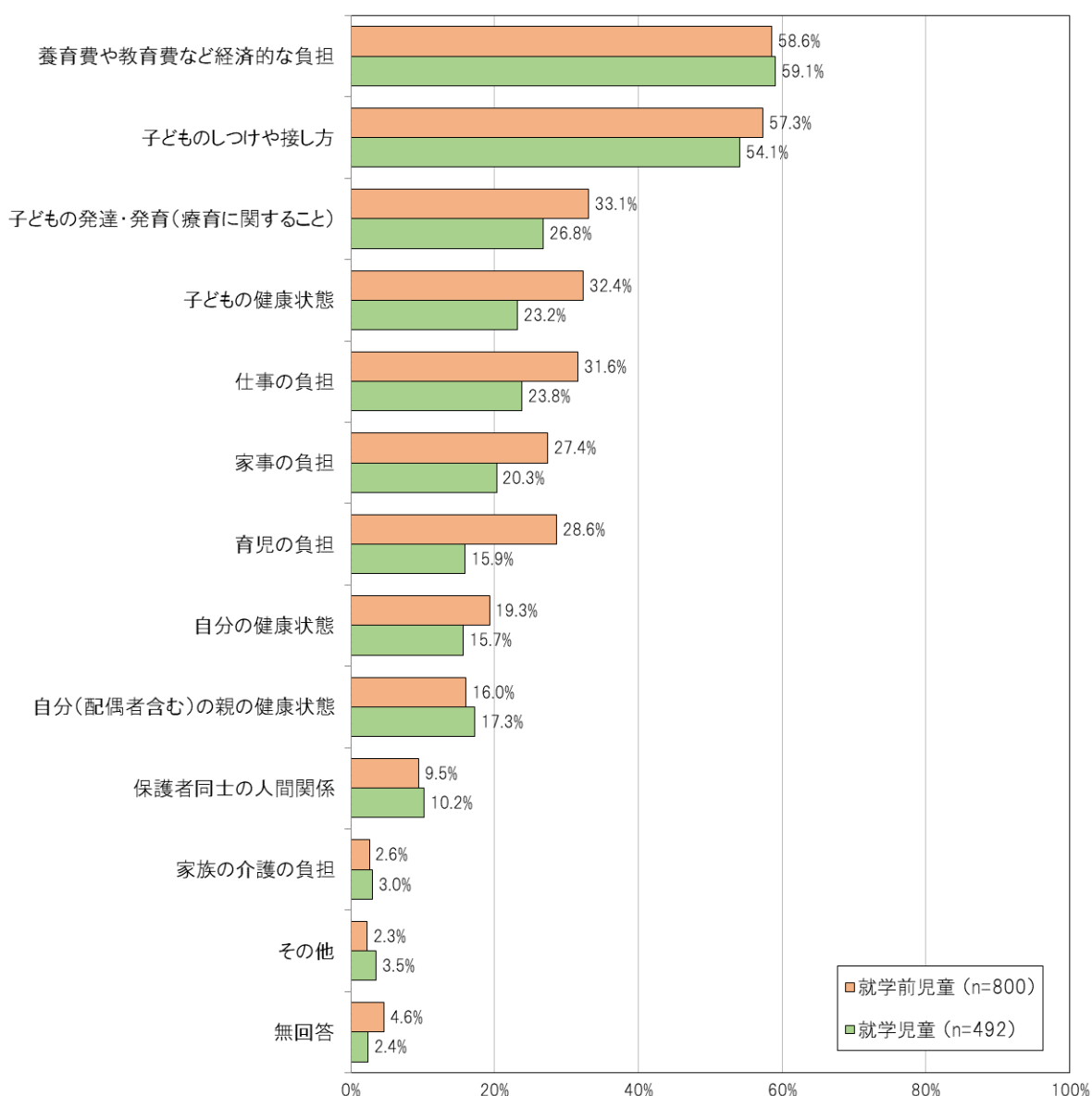
また、「みてくれる方の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心してみてもらえる」と回答した割合は減少し、「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」と回答した割合は増加しています。気軽に頼れる環境がなくなってきていると考えられます。



②子育てに関する不安や負担

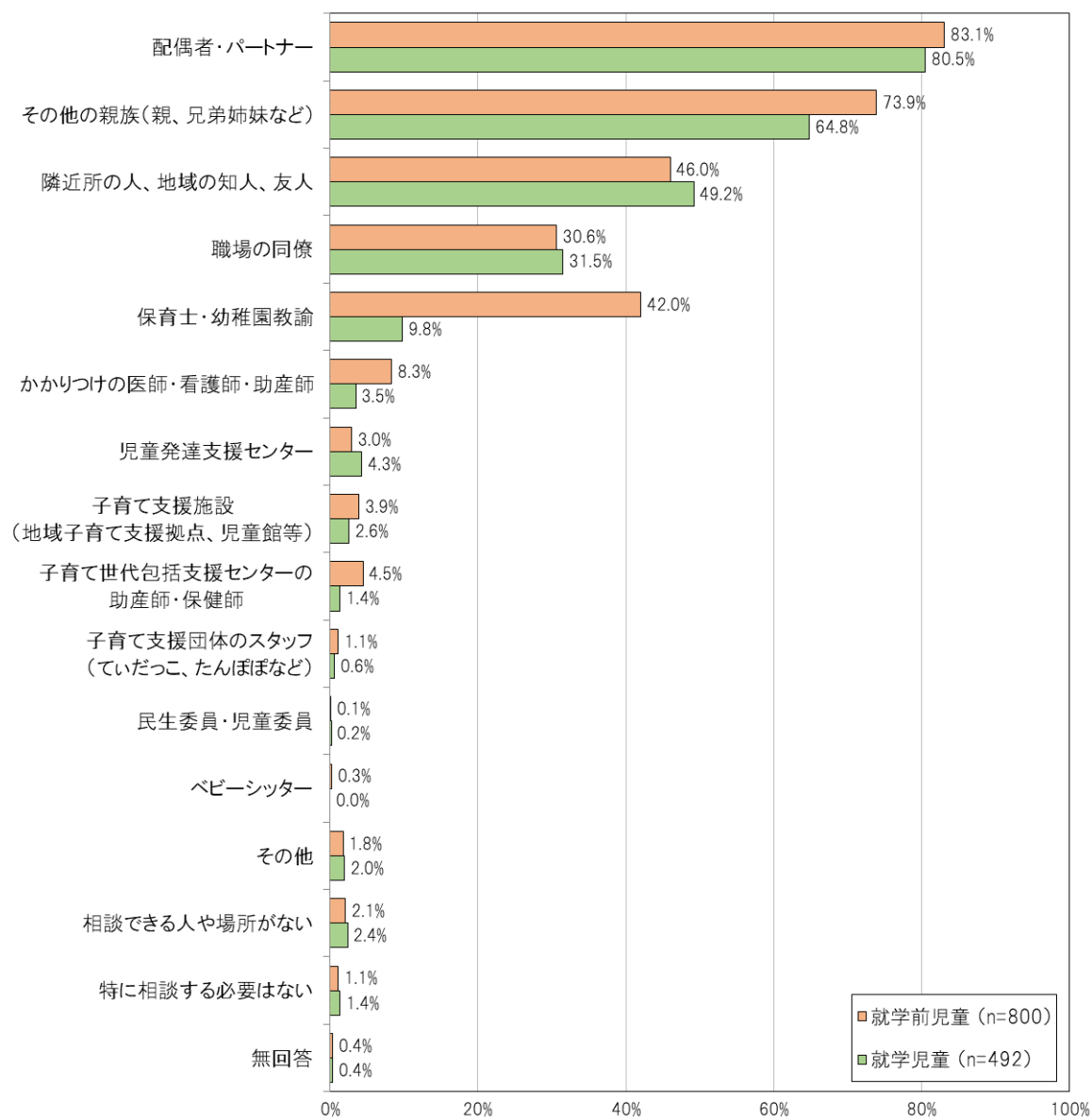
子育てに関する不安や負担について、就学前児童、就学児童ともに、「養育費や教育費など経済的な負担」、「子どものしつけや接し方」、「子どもの発達・発育（療育に関すること）」と回答した割合が高くなっています。

就学前児童については、「子どもの健康状態」、「仕事の負担」、「家事の負担」、「育児の負担」と回答した割合も高く、また就学児童と比較しても高くなっています。



③子育てをする上で気軽に相談できる人や場所

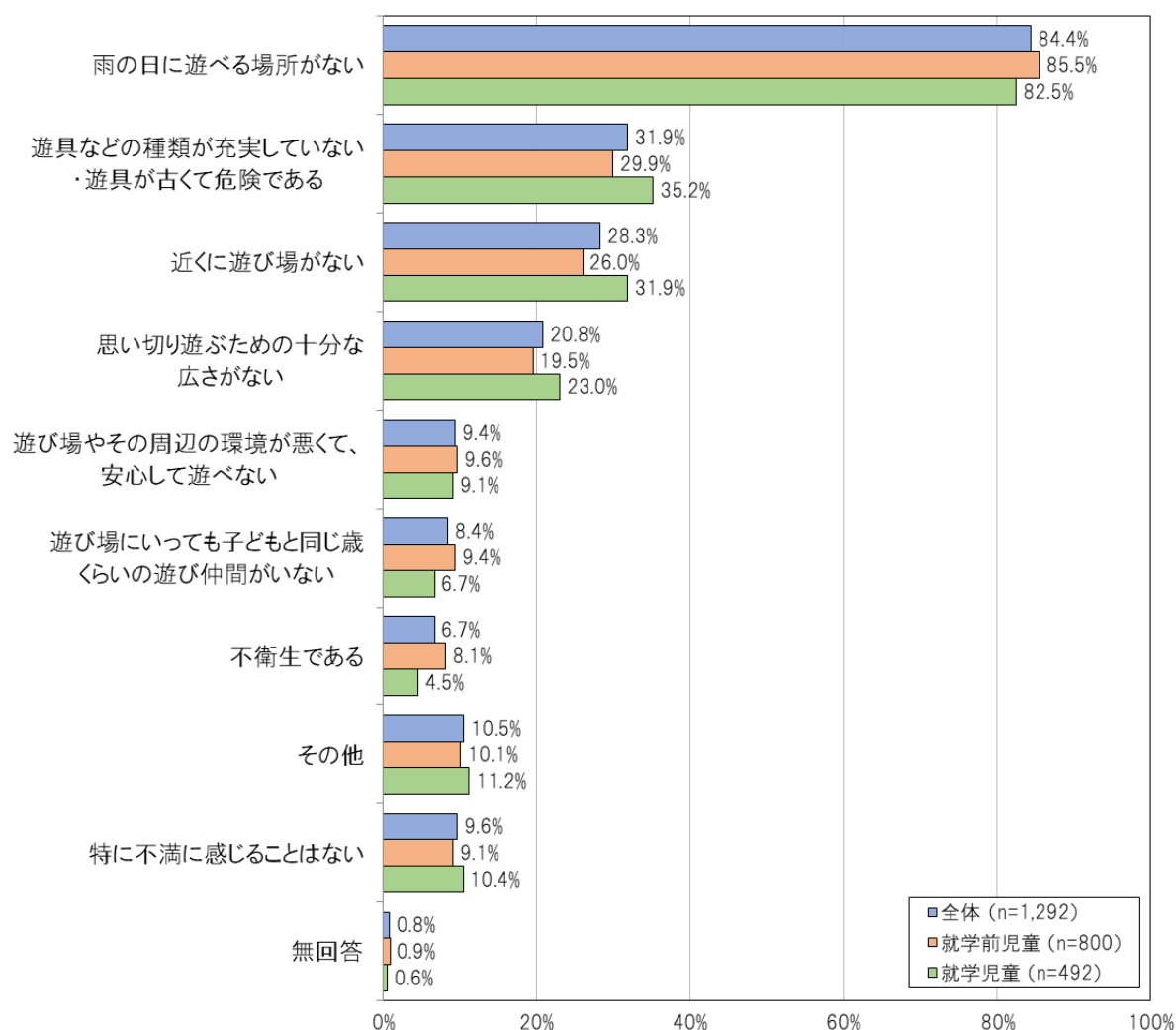
子育てをする上で気軽に相談できる人や場所として、「配偶者・パートナー」と回答した割合が就学前児童、就学児童ともに約８割と高い割合となっており、次いで「その他の親族(親、兄弟姉妹など)」、「隣近所の人、地域の知人、友人」となっています。身近な人が相談相手となっている一方で、公的機関や専門職を相談先として選ぶ割合は低くなっています。



④子どもの遊び場について

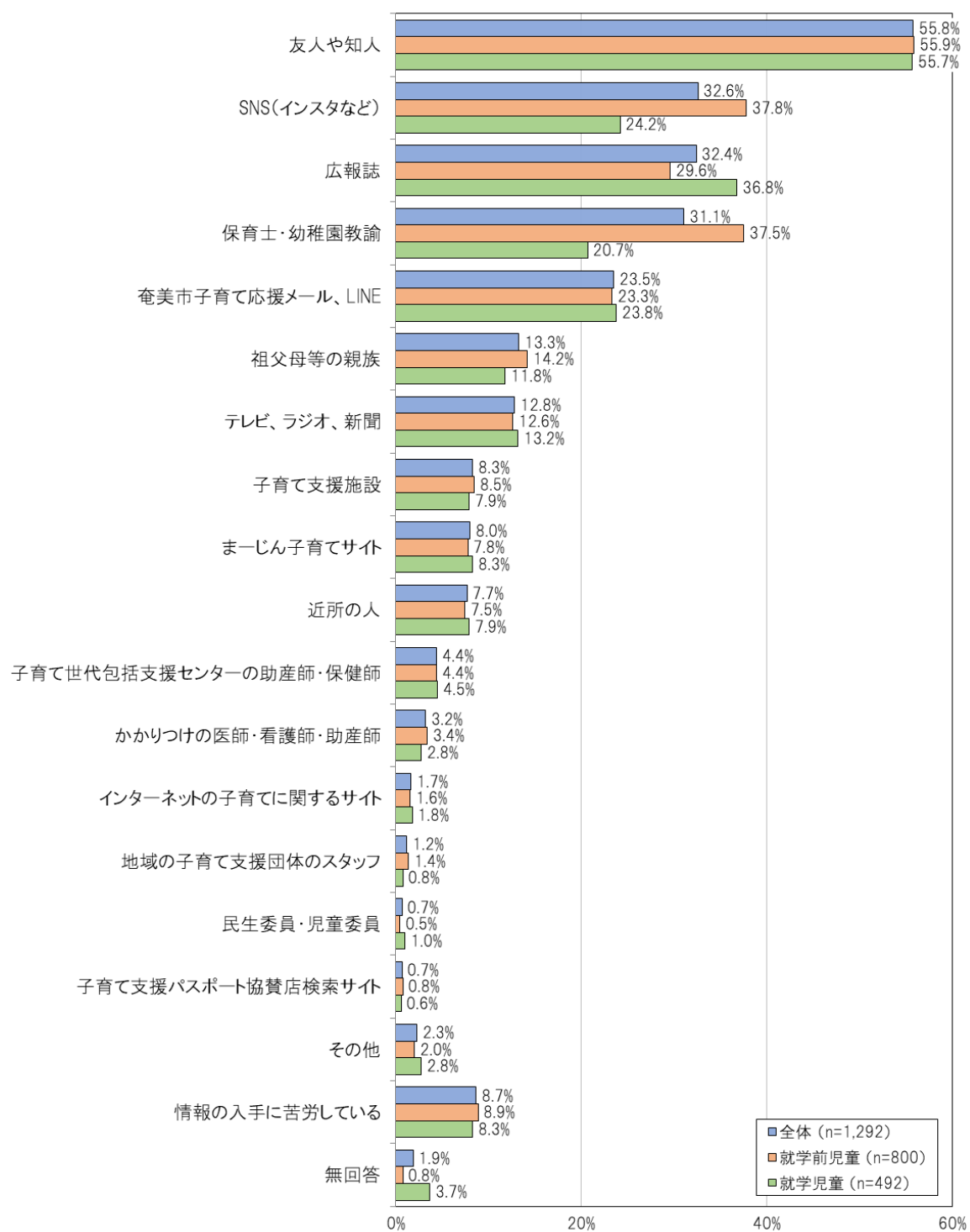
日ごろ、雨の日に遊べる場所がないことを不満に感じている人が84.4%と最も多く、次いで、「遊具などの種類が充実していない、遊具が古くて危険である」(31.9%)となっています。また名瀬市街地区に比べて、古見方地区、住用地区、笠利地区は、近くに遊び場がないという不満を持っている人の割合が、多い結果となっています。

また、自由記述からは公園でボール遊びができないこと、少年団や高齢者のグラウンドゴルフに利用されることが多く自由に使えないことに不満があることがわかります。近所に遊び場がなく、車を利用する家庭も多く、駐車場がない点についても不満の声があります。



⑤子育て支援に関する情報の入手先

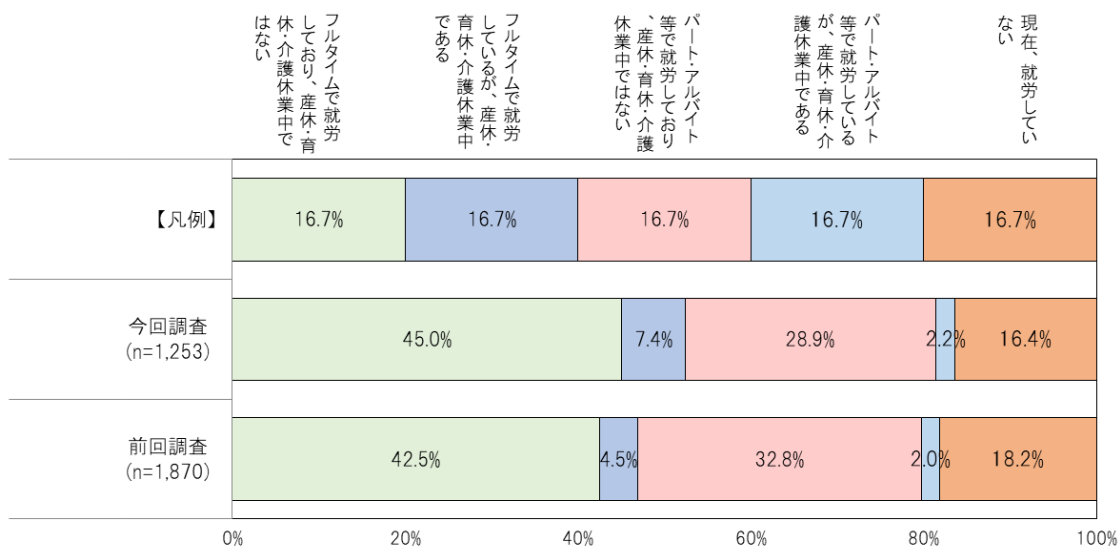
「友人や知人」と回答した割合が多く、ついで「SNS(インスタなど)」「広報誌」の順となっており、市の子育て支援サイトの活用が少ないことがわかります。



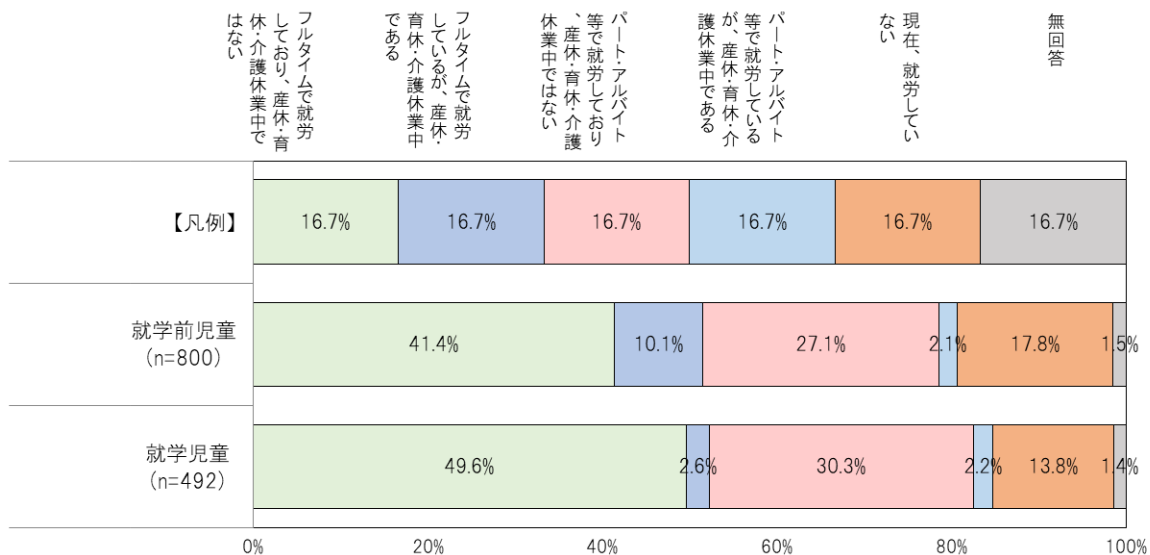
(2) 母親の就労状況

母親の就労状況をみると、前回調査と比べ、フルタイムで就労している母親が増えており、就学前児童を持つ母親の 51.5%、就学児童の 52.2%はフルタイムで就労(産休・育休・介護休業中を含む)しています。

【現在の就労状況】



【現在の就労状況（就学前児童、就学児童別）】

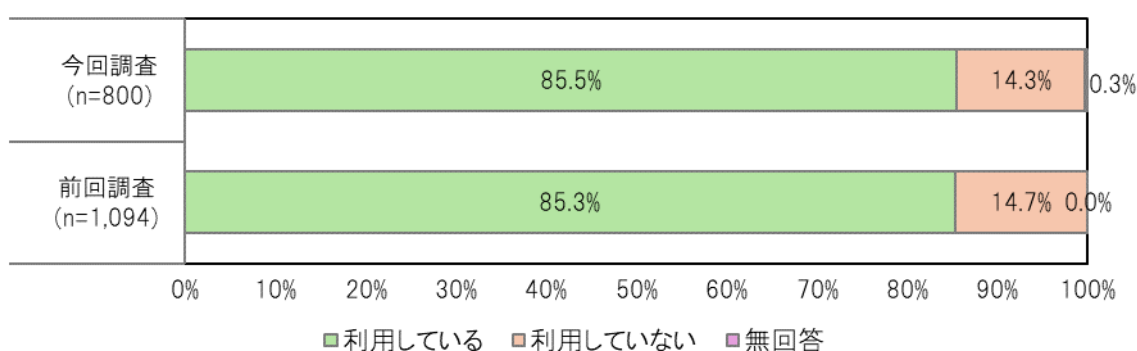


（３）平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童）

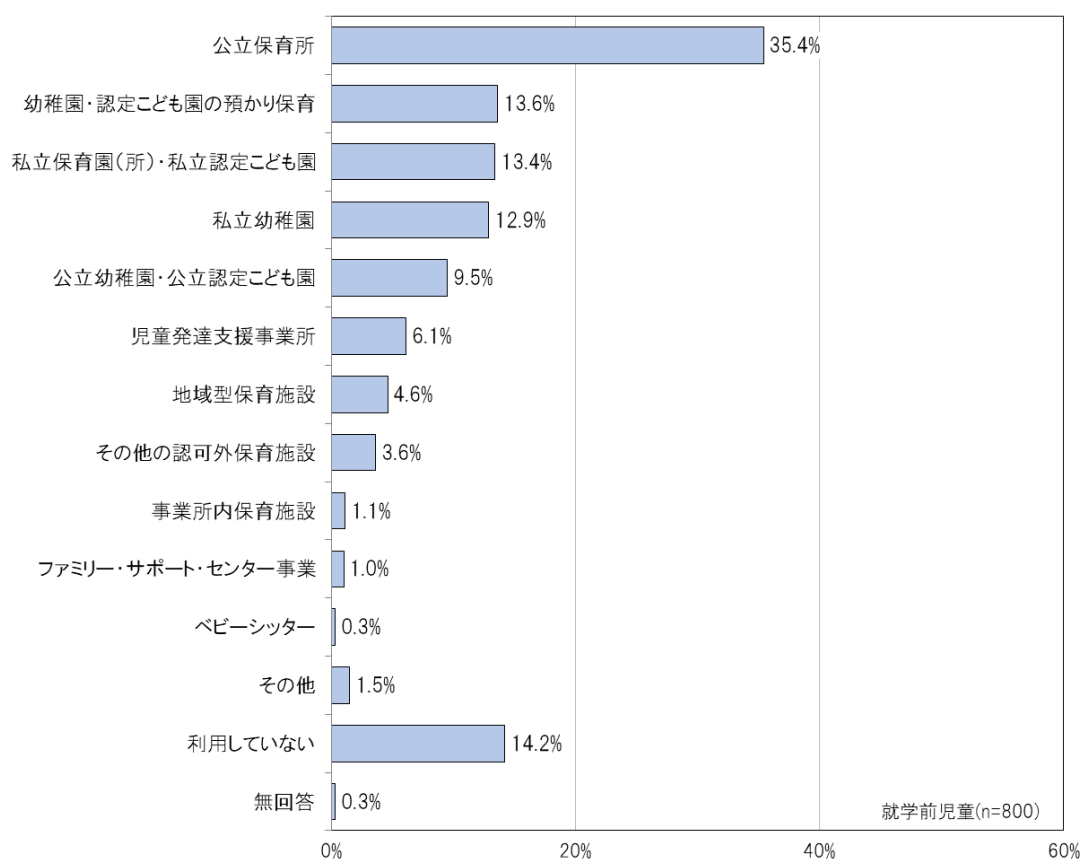
平日の定期的な教育・保育の事業について、「利用している」と回答した割合は 85.5%となっており、前回調査から大きな変化はみられません。

定期的にご利用している事業では「公立保育所」が 35.4%と最も高く、次いで「幼稚園・認定こども園の預かり保育」が 13.6%、「私立保育園(所)・私立認定こども園」が 13.4%となっています。

【定期的な教育・保育の事業の利用（就学前児童）】

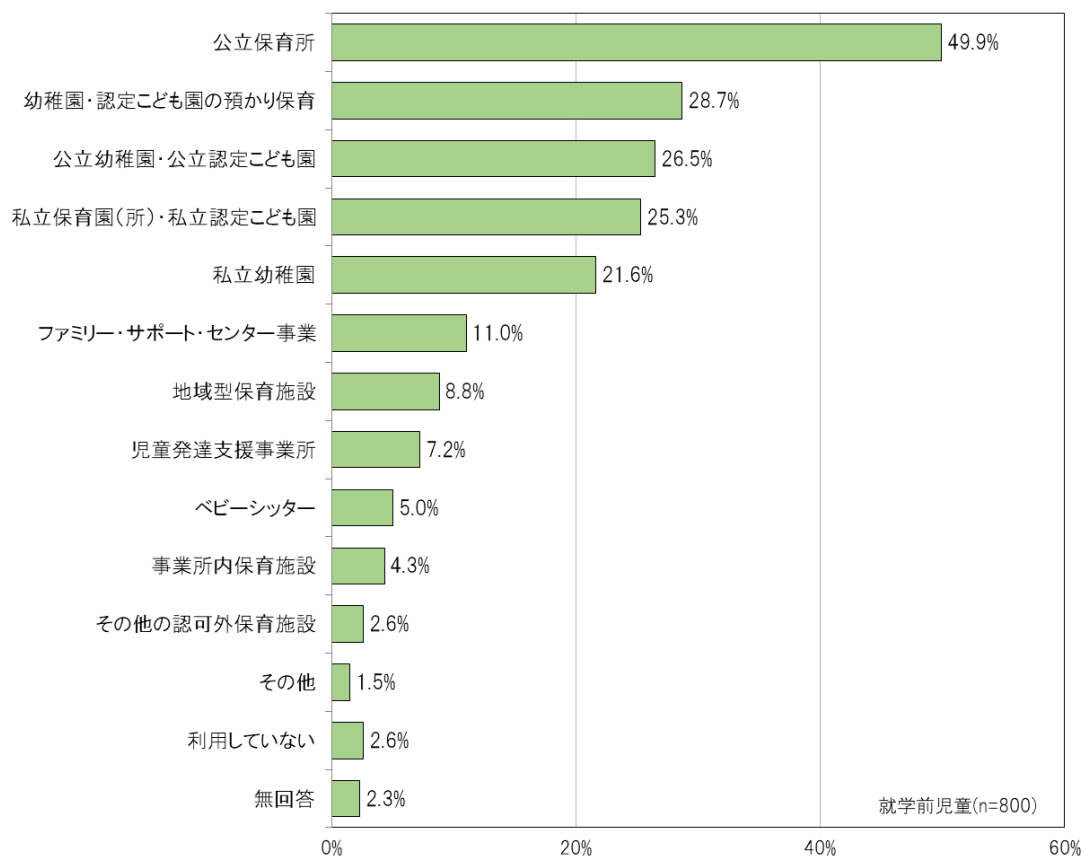


【定期的にご利用している事業（就学前児童）】



定期的にご利用したいと考えている事業では、「公立保育所」が 49.9%と最も高く、次いで「幼稚園・認定こども園の預かり保育」が 28.7%、「公立幼稚園・公立認定こども園」が 26.5%となっています。

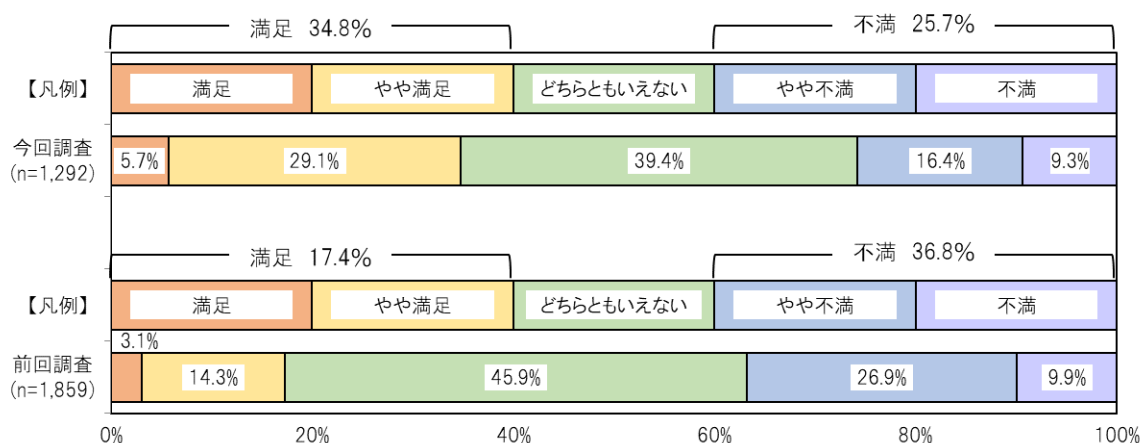
【定期的にご利用したいと考える事業（就学前児童）】



(4) 奄美市における子育て環境や子育て支援への満足度

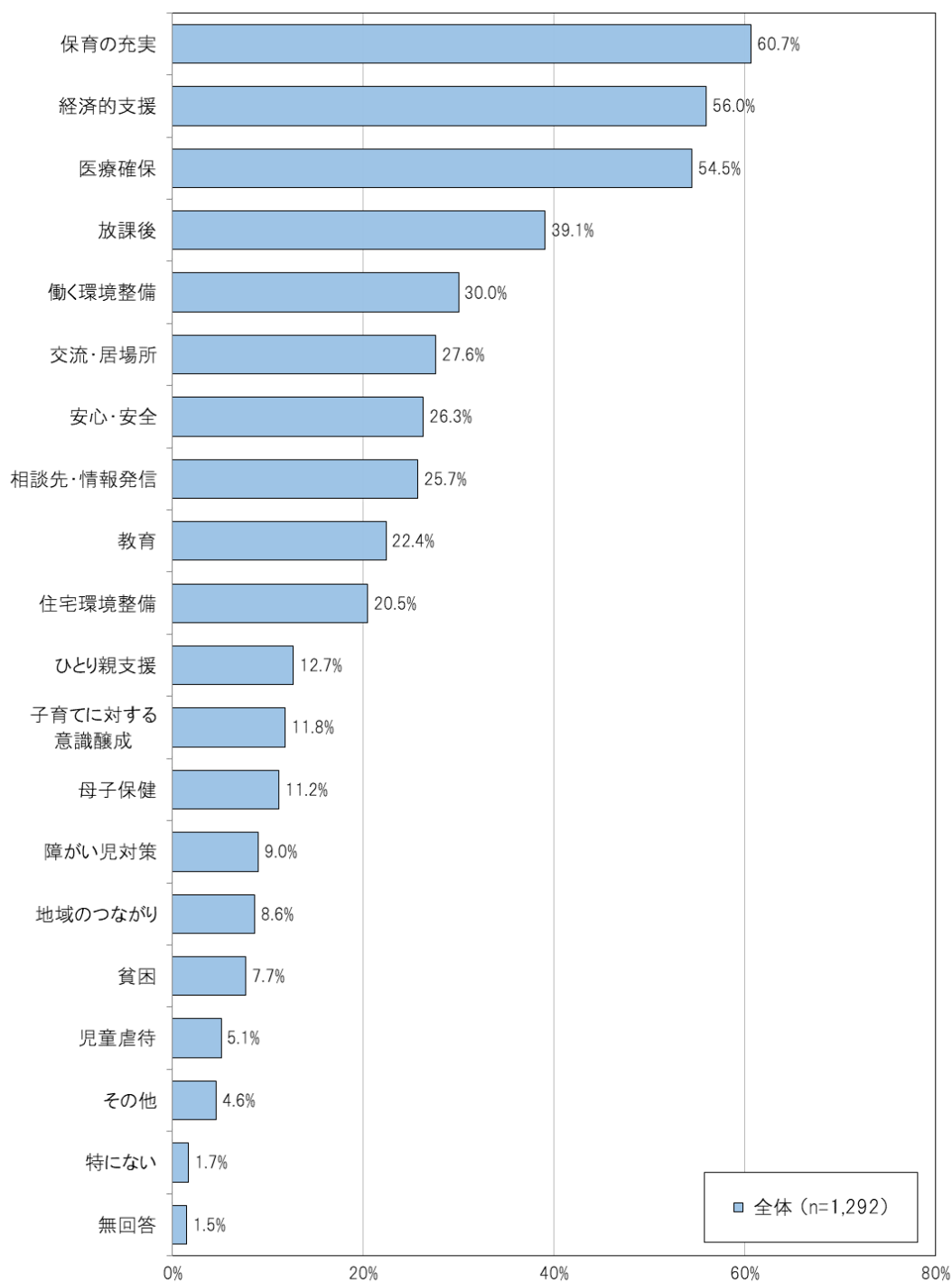
奄美市における子育て環境や子育て支援への満足度については、全体でみると「どちらともいえない」と回答した割合が39.4%と最も多く、次いで「やや満足」が29.1%、「やや不満」が16.4%となっています。

前回調査と比較すると、『満足』(「満足」+「やや満足」)と回答した割合が 17.4 ポイント増加し、『不満』(「不満」+「やや不満」)と回答した割合が 11.1 ポイント減少しています。



（５）充実してほしい子育て支援サービス

充実してほしい子育て支援サービスについては、全体でみると「保育の充実」と回答した割合が 60.7%と最も多く、次いで「経済的支援」が 56.0%、「医療確保」が 54.5%となっています。自由な意見では、遊び場の充実(屋内の遊び場、子育て支援センターの充実、)を求める声が多く、保育の充実・環境整備、保育士の待遇改善や人材不足に関するもの、給付金や助成金など経済的な支援を求める声がありました。



第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念



本市においては『子どもがいいきと健やかに育つ心豊かなまちづくり』を基本理念として「第 2 期奄美市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援の施策を総合的に実施してきました。

本計画は、新たに策定された「奄美市未来計画」で市の将来像と定めた「自然・人・文化が紡ぐしあわせの島」の実現に向けて、子どもと子育て家庭、さらにそれを支える保育従事者など関係者の視点に立ち、「子は地域(シマ)の宝」の考えのもと、「子どもの最善の利益」の実現を目指し、市民や子育てに携わる皆さんと目標を共有することにより、総合的かつ計画的に推進することを目的に策定するものです。

「奄美市未来計画」では、「みんなで生活満足度向上を目指す」「成長の源泉である元気な経済活動を目指す」「未来を担う次世代へ「しまの誇り」を継承することを目指す」この3つを、未来の奄美をつくっていくためにみんなが共有すべき考え方としてまとめています。

市民一人ひとりの行動、企業活動、行政の取組など、奄美市に住む私たちみんなが手を取り合い、協力し、子育て満足度を向上することが、本市の新しい魅力になります。子どもたちが誇りに思える「ふるさと奄美市」を目指すこと。このことがいつか「進学や就職で島を離れることになっても」「将来は島に帰ってきたい」と思える未来をつくります。

今回、「第 3 期子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けた子ども・子育て会議やニーズ調査、また「奄美市未来計画」策定過程における総合計画審議会や5つの分科会において、「人とのつながり」が、本市の子育ての魅力であることを再認識しました。

一方で、ニーズ調査によると、「保護者に代わってみてくれる親族や知人がいずれもない」との回答割合が増加し、反対に「みてくれる方の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心してみてもらえる」の回答割合は減少しています。

人口減少や新型コロナによる地域のコミュニティ活動の変化により、地域の中での“つながり”が希薄化し、気軽に頼れる場所が減ってきていること、また転勤や I ターンなど本市に移住してきた子育て世代にとっても、頼れる家族や同世代とのつながりも少なく「孤立しがち」な現状も見えてきました。

第 3 期は、「人とのつながり」を通して、子育ての不安や負担を軽減することを目指し、前期の理念に、“つながり”を重要なキーワードとして加え、計画を推進していきます。

つながりの中で 子どもがいきいきと健やかに育つ みんなにやさしい “子育てのしま”

※「しま」:「奄美市」全体／「島」:本市を含む奄美大島全体／「シマ」:「集落」を表現

奄美市の子育ての魅力

実感できる「人とのつながり」

- ・運動会や発表会には、お父さんお母さんだけでなく、おじいちゃんおばあちゃんも駆けつけて、みんなで子どもの成長を喜びます。
- ・祖父母、兄弟姉妹が近くに住んでいて、困ったとき、日常的にも助けてもらえます。
- ・子どものころは煩わしいと感じた地域の人との距離感、大人になって、子どもが生まれて、島に帰ってきて、島の子育てのしやすさを実感しています。
- ・気づかぬうちに背負っている子育ての重圧や責任・・・
幼稚園や保育所で、先生が何気なくかけてくれた言葉に、救われることがあります。

自分らしい暮らしを選ぶ「まちの多様性」

様々な機能がコンパクトに集約された名瀬地区(都市部)と、地域文化が色濃く残る旧三方地区や住用、笠利の集落が、「ちょうどいい便利さ、不便さ」を持ち、自分らしい暮らしを選択できることは奄美市の魅力です。

奄美市の子育ての課題

地域の中でのつながりが残っていることが奄美市の子育ての魅力のひとつですが、一方でコロナ禍を経て、「地域の中での孤立」も深刻な課題となっています。不安や悩みを誰かに相談することなく、周囲から孤立するなど、情報不足等により、サポートが行き届いていない家庭があります。

子育て情報の確実な発信とともに、地域の中における人と人とのつながりの中で、子育てに関する情報が伝わり、子育ての困りごとを解消し、困っている家庭を専門機関へ橋渡しするためにも、子育て世帯、子育てを支える関係者間の連携が必要です。

2 基本的な考え方



本計画が目指す、「つながりの中で 子どもがいいきと健やかに育つ みんなにやさしい“子育てのしま”」の実現のためには、市民一人ひとり、地域、行政の取組など、みんなが手を取り合い、協力し合うことが大切です。

奄美市未来計画やこども大綱の考え方に基づき、取組を進めていくうえで、最も大切にすべき考え方を3つにまとめます。

① 子は地域（シマ）の宝

人と人とのつながりを大切にし、地域 みんなで子どもや子育て家庭を見守ります。

人と人とのつながりが本市の魅力であり、子育てのしやすさにつながります。

子は地域（シマ）の宝の考え方のもと、人と人とのつながりを大切にし、それぞれの地域（シマ）で、また地域（しま）全体で、子どもや子育て家庭を見守ります。

② 子どもや子育て当事者の視点を尊重します。

**子どもや子育て当事者が安心して意見を述べる場を提供し、
子育てを支える関係者につなげ、ニーズに応じた計画の見直しなどを積極的に行います。**

子どもや子育て当事者の意見を尊重します。

子どもや子育て当事者の視点を、子育てを支える関係者につなげ、対話を重ねながら、みんなにやさしい“子育てのしま”を推進します。

③ 子どもたちが誇りに思う「ふるさと奄美市」を目指します。

進学や就職で島を離れても、「島に帰ってきたい」と希望が持てる“しま”を目指します。

人と人とのつながりの中での育ちにより、「ふるさと奄美市」を誇りに思い、未来の奄美市づくりにつながる人材を育成します。

また進学や就職で島を離れても、「島に帰ってきたい」と希望が持てる“しま”を目指します。

3 基本目標



基本理念の実現に向けて、次の 5 つの基本目標を設定し、総合的に施策の展開を図ります。

基本目標 1

地域における子育て支援の充実を目指します。

子育ては、子どものいる家庭だけで完結できません。保育所、幼稚園、認定子ども園、学校、放課後児童クラブなど、地域の様々な場所での人とのつながりの中で、子育ての不安や負担感は大きく軽減し、前向きな気持ちで子育てをすることができます。

地域の中で、すべての子どもと子育て家庭を見守りながら、質の高い教育、保育事業や子育て支援サービスを提供します。また、子育てを支える関係者全ての人たちが、お互いにつながり、連携しながら、子どもとその家庭を支援できる体制づくりを目指します。

基本目標 2

親子の心とからだの健やかな成長を支えます。

保護者があたたかな気持ちで子どもとたくさん触れ合うことで、子どもの五感を刺激し、気持ちの安定や心身の成長を促進します。

親になる準備期間の支援をはじめ、産前産後ケアの充実など、親子の健康づくりは妊娠期に始まり、出産、乳幼児期を経て、学齢期、青年期に至るまで切れ目なく続きます。ライフステージを通して、はぐくみ育ち見守り隊の皆さまとともに地域の中で子育てを見守り、人とのつながりの中で、安心して子が育ち、子育てができる体制づくりを目指します。

基本目標 3

子どもの生きる力を育みます。

子どもにとって家庭は、やすらぎや家族団らんを通して人格の基礎が形成される場であり、地域社会は、家庭や学校という限られた人とのつながりの枠を超えて、地域行事等を通して、多くの大人とつながり、様々な体験による学びの場として、子どもの健やかな成長のために重要な役割を担っています。

一方で、学校には変化の激しい社会を生きるための「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」など「知・徳・体」のバランスの取れた力を育むことが求められています。

奄美市の未来を担う「あまみの子どもたち」一人一人を「光」輝く存在に育成するため、学校、家庭、地域がつながり、教育力の向上を目指すことで、子どもの「生きる力」を育みます。

基本目標 4

支援を必要とする子どもや家庭への支援に取り組めます。

貧困世帯、ひとり親世帯などの家庭環境、虐待などの家族関係、病気や障害など、様々な状況によって、子どもが不利益を被ってはいけません。

行政、家庭、地域、子どもや子育てを支える関係者がつながりをもち、困難な状況にある家庭が、必要な支援に速やかにつながる体制づくりを目指します。

また人と人とのつながりの中で、それぞれの状況に応じた保護と支援を適切に実施することにより、子どもや子育て家庭が困難な状況から抜け出せる支援体制づくりを目指します。

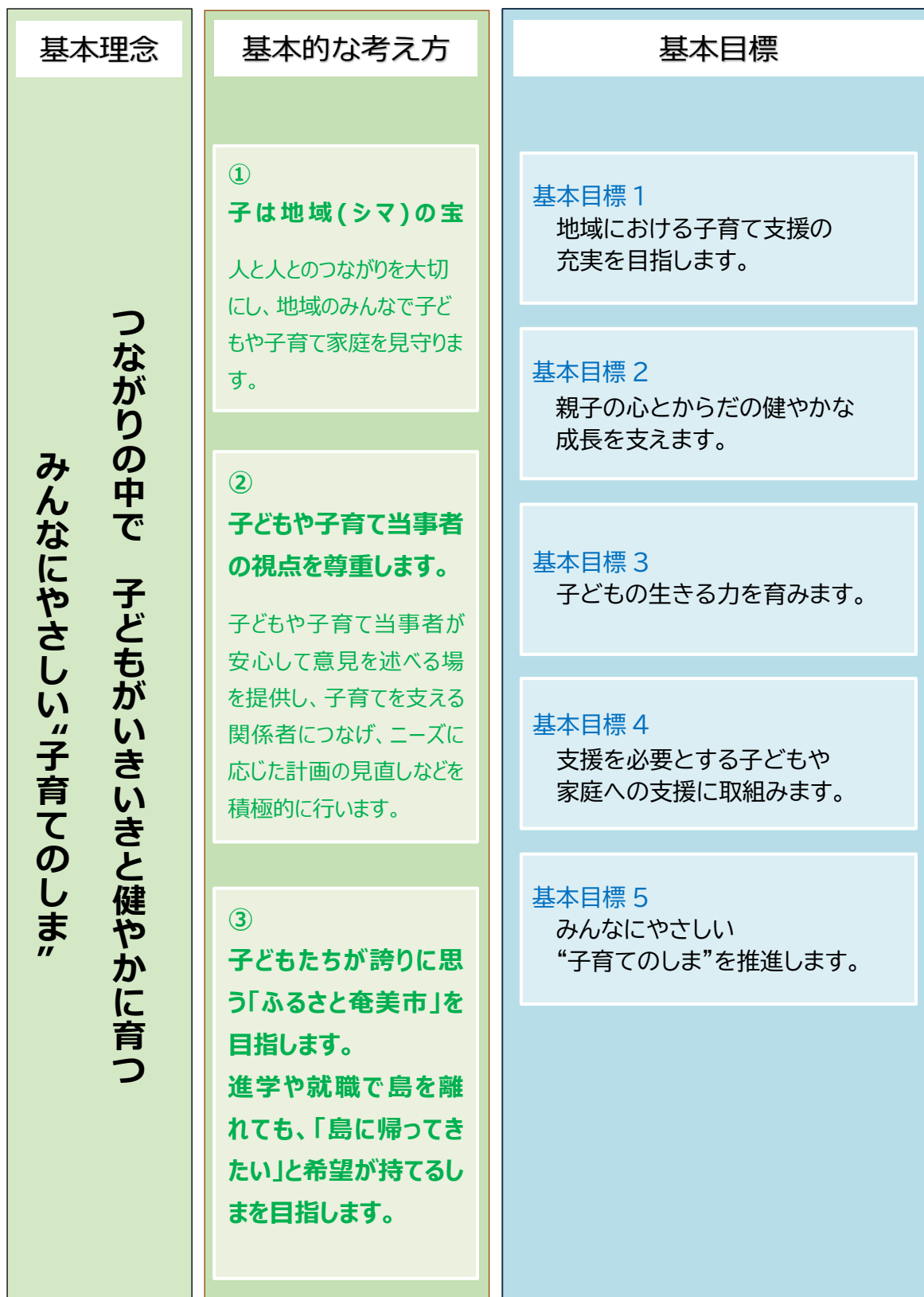
基本目標 5

みんなにやさしい“子育てのしま”を推進します。

子どもや子育て家庭を含めた本市で暮らすみんなが、安心して暮らすことのできるまちづくりが重要です。住居や子どもの遊び場、親子の居場所など地域における生活環境の整備に努めます。

また、子どもたちの交通事故や山や海での事故の防止、SNS 等により犯罪に巻き込まれることの防止、台風や豪雨、地震などの自然災害時の安全確保や避難誘導の体制など、人とのつながりの中で、みんなが安全安心に暮らすことのできる環境整備の充実を図り、みんなにやさしい“子育てのしま”を推進します。

4 計画の体系図（案）



基本目標	施策の方向性
地域における子育て支援の充実を目指します。	就学前環境の整備
	教育・保育及び子育て支援に従事する人材確保の推進
	子育て支援の情報提供・地域との連携・相談体制の充実
	地域における子育て支援・子どもの居場所づくり
	子育て費用の負担の軽減
	ワーク・ライフ・バランスの推進(仕事と生活の調和)
親子の心とからだの健やかな成長を支えます。	子どもと親の健康づくりの充実
	食育の推進
	思春期保健対策の充実
子どもの生きる力を育みます。	子どもの生きる力の育成にむけた学校教育の環境整備
	家庭や地域の教育力の向上
	子どもを取り巻く有害環境対策の推進
支援を必要とする子どもや家庭への支援に取り組めます。	児童虐待防止対策の強化
	被害に遭った子どもの保護の推進
	ひとり親家庭等への支援の充実
	障害児のいる家庭への支援の充実
みんなにやさしい “子育てのしま”を推進します。	良質な居住環境の確保
	安全安心なまちづくりの推進
	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

第4章

施策の展開

基本目標 1 地域における子育て支援の充実を目指します。

(1) 就学前環境の整備

■ ■ ■ これまでの取組と今後の課題 ■ ■ ■

本市では、他の地域同様、出生数は減少の傾向にありますが、合計特殊出生率は高い水準で推移し、共働き世帯は多い状況です。子ども・子育て支援制度では、地域における教育・保育や子育て支援のニーズを踏まえ、保護者の就労状況等に関わらず、全ての子ども及び子育て家庭に質の高い幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援を総合的に提供することが求められています。

これまで、民間保育所の改修補助、公立保育所のプール整備、調理器具の新設・更新、遊具整備など、定期的に教育保育施設の環境改善に取り組んでいます。

令和2年4月には、朝日幼稚園が認定こども園、また名瀬信愛幼稚園も子ども・子育て支援新制度に基づく幼稚園に移行し、名瀬・住用・笠利の保育所利用料が統一されました。

住用・笠利地区においては、それぞれの地域性を活かした、より充実した幼児教育と保育を提供できるよう、令和8年度からの供用開始に向けて認定こども園の整備を進めるとともに、笠利地区においては令和7年度から赤木名認定こども園を設置し、スムーズな制度移行を図ります。

名瀬地区においては、保育所・幼稚園の受入れ児童数について、3歳以上児の大半がいずれかの施設も利用していることから、児童数の減少に合わせて減る傾向にありますが、3歳未満児は、共働き世帯の増加に伴い、利用希望者は今なお増える傾向にあり、年度の途中で保育入所先を探すのが困難な状況もあります。このような幼稚園教育や保育に対するニーズの変化を踏まえ、持続可能な教育・保育の環境について幅広い関係者による議論が必要です。併せて、小浜保育所の老朽化に伴う再整備について検討を進めていきますが、施設の再整備までの間においても、改修事業による衛生環境等の維持向上に努めます。

一方、保育の質につきましては、ニーズ調査結果から、幼児期の教育・保育の利用施設やサービスに対し、「施設の教育・保育方針や内容」「保育時間」「保育者の信頼度」「安全の配慮」「心身面の発達促進への配慮」など、多くの項目で、満足度が高い結果となっています。

また施設への要望としては、「子どもが多様な活動を経験できるように支援してほしい」「子どもがチャレンジして達成感を感じられるような機会が欲しい」と回答した方が多く、引き続き、保護者のニーズに応じた教育・保育が提供できるよう関係者間の課題共有が必要です。

■ ■ ■ 具体的施策の取組 ■ ■ ■

主な取組	取組の内容	担当課
保育士や幼稚園教諭の確保及び資質向上	関係機関との連携のもと、保護者のニーズや新しい時代に応じた教育等に対応できるよう職員の研修を実施します。 保育士・教諭不足の問題に対応するため、民間と行政がそれぞれの立場で、また連携して保育現場の労働環境の向上、保育従事者確保にむけて取組んでいきます。	こども未来課 市民福祉課 いきいき健康課 学校教育課
認可保育所・認定こども園の設置・運営	認可保育所は、児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、保護者の労働又は疾病等により、家庭において当該児童を保育することができないと認められる場合に保護者に代わり保育所での保育を実施します。 また、認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、就学前の子どもに対し、幼児教育と保育を一体的に提供する施設です。子育て相談や親子の交流の場も用意されていて、園に通っていなくても利用できます。 希望する保育施設を利用できるよう、社会動態をみながら、教育・保育のあり方検討を進めます。 なお、笠利地区においては令和7年度、住用地区においては令和8年度に認定こども園を開設し、地域のニーズに応じた教育・保育を提供します。また子育て相談や親子の交流の場など、地域の園外児童に対する支援も行います。	こども未来課 市民福祉課 いきいき健康課
私立教育・保育施設等補助事業	私立保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業の円滑な運営を図り、就学前の適正な教育及び質の高い保育内容を確保するため、補助金を交付します。	こども未来課 市民福祉課 いきいき健康課
受入児童の拡充	保護者のニーズに対応するよう、施設の利用定員数の適正化を図り、待機児童の解消に努めます。	こども未来課 市民福祉課 いきいき健康課 学校教育課

認可保育所等の保育環境の整備	保育環境の改善を図るため、認可保育所等の遊具(ブランコ、滑り台等)、保育備品(絵本、楽器等)の整備に努めます。	こども未来課 市民福祉課 いきいき健康課 学校教育課
幼・保・小の連携推進	幼稚園、保育所などの幼児教育から学校教育へのスムーズな接続を図るため、幼保小連絡会や研修会等を充実させていきます。	学校教育課 こども未来課 市民福祉課 いきいき健康課
子ども・子育て会議の推進	教育・福祉分野だけでなく、保健・医療・商工業など子ども・子育てに関する施策全体に対し、子ども・子育て会議で継続的に把握・点検を行い、随時取組みの見直しを行います。 特に、教育・保育施設におけるサービス向上に向けた取組を促進するため、専門的かつ客観的に評価検証し、保育ニーズ、社会状況の変化に対応した教育・保育の提供に努めます。	こども未来課
こども誰でも通園制度	全てのこどもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、保育所等に通っていない満3歳未満の児童が、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず柔軟に利用できる新たな通園給付として、全自治体で実施されます。 国が示す令和8年度の本格実施に向けて、既存施設の有効活用等も含めて詳細な検討を進めます。	こども未来課 市民福祉課 いきいき健康課

(2) 教育・保育及び子育て支援に従事する人材確保の推進

■ ■ ■ これまでの取組と今後の課題 ■ ■ ■

ニーズ調査結果から、幼児期の教育・保育の利用施設やサービスに対し、「施設の教育・保育方針や保育・教育内容」「保育時間」「保育者の信頼度」「安全の配慮」「心身面の発達促進への配慮」など、多くの項目で、8割以上の方が『満足』（「満足」＋「やや満足」）と回答しており、満足度が高いことが読み取れます。

一方で、ニーズ調査や子ども・子育て会議においても、希望するときに保育を利用できるように、また丁寧な保育を実施してもらうために、まず何より、保育士の待遇を改善してほしいという意見が多く届いています。

法改正により介護・育児休業の取得促進がさらに進んでいきます。保育従事者のワーク・ライフ・バランスを実現しながら、受入れ児童数を確保し、安心した教育・保育が提供できるよう関係者間の課題共有が必要です。

そのため、令和6年度に、子育ての課題となっている待機児童発生にもつながる保育士不足の解消に向けて、「保育人材確保に向けた官民連携円卓会議」を開催し、新規の人材を確保する方策に加えて、保育現場の現状を把握し、現場で働く保育士にとってよりよい環境をいかに実現するかについて議論を行いました。

この円卓会議からの提言に基づき、「保育施設の魅力向上」と「目的を明確化した人材確保」の2つの柱のもと、保育人材確保にむけた対策を官民が連携して推進します。

■ ■ ■ 具体的施策の取組 ■ ■ ■

主な取組	取組の内容	担当課
保育施設の魅力向上	現在、保育施設で従事する保育士等の離職防止はもとより、新たな保育人材の確保にむけて、「働き方のアップデート」、「就労環境のアップデート」、「保育イメージのアップデート」の3つの対策に取り組めます。	こども未来課 市民福祉課 いきいき健康課 重点政策推進監
目的を明確化した人材確保	市内各保育施設において保育業務の現状等を把握し改善策を検討した上で、「業務軽減のための人材確保」、「受入れ定員確保のための人材確保」、「保育施設の持続化に向けた人材確保」の3つの対策に取り組めます。	こども未来課 市民福祉課 いきいき健康課 重点政策推進監

(3) 子育て支援の情報提供・地域との連携・相談体制の充実

■ ■ ■これまでの取組と今後の課題■ ■ ■

官民連携による子育て応援情報発信及び市の子育て情報の一元化を目的に、令和 4 年度に「奄美市のまーじん子育て応援団 Web サイト」をリニューアルしました。

ニーズ調査結果から、子育て支援に関する情報の入手先は「友人・知人」(55.8%)と回答した方が最も多く、次いで「SNS(インスタなど)」(32.6%)の順となっています。子ども・子育て会議の中でも「必要なときに取得できない情報は、発信できていないのと同じ」という意見もあり、サイトの認知度が低いこと、情報更新が課題となっています。

また、子育てのことを気軽に相談できる場所や人については、「配偶者やパートナー」(82.1%)と回答した割合が多く、次いで「その他の親族」(70.4%)、「近所の人、知人、友人」(47.2%)と、身近な人に相談できている状況がある一方で、公的機関や専門機関へ相談する人は少ない結果となっています。

しまには三世代同居・近居など身近に頼れる親族がいる家庭が多い一方で、核家族化の進行や地域の中でのつながりの希薄化、転勤や I ターンで移住してきた子育て世帯など、誰にも子育ての相談ができず、保護者が育児不安や孤立感に悩まされ、自信を失っていくケースも存在します。

はぐくみ育ち見守り隊や、民生委員・児童委員に限らず、地域においてそれぞれが参加する様々な活動の中で、子育ての情報が伝わっていき、子育ての困りごとを解消し、もっと安心できる場をつくり、また困っている家庭を専門機関へ橋渡しをするためにも、教育・保育施設、学校、地域の活動を活発にし、人と人とがつながることが必要です。

■ ■ ■具体的施策の取組■ ■ ■

主な取組	取組の内容	担当課
官民連携による子育て応援情報発信	市公式ホームページ及び奄美市まーじん子育て応援団WEBサイトを軸に、SNSを活用しながら、必要なタイミングで必要な情報が届く、また必要な情報を取得できる効果的な情報提供の方法を検討し改善していきます。	こども未来課 市民福祉課 いきいき健康課

家庭教育に関する 学習機会の充実	家庭教育に関する 4 つの運動「早寝・早起き・朝ごはん運動」「家庭学習推進運動」「ともに親しむ読書運動」「島唄・島口・美ら島運動」の推進を図ります。 小学校・中学校及び幼稚園の単位PTA等に対して、引き続き家庭教育学級開催を推進していきます。	学び・スポーツ推進課 地域教育課
母子保健推進員、 はぐくみ育ち見守り 隊活動	地域の中で、妊産婦や乳幼児をもつ保護者の身近な相談相手として、声かけや赤ちゃん訪問を行い、母親と行政の橋渡しをしています。担当不在地区もあるため、人材確保に努めるとともに活動内容を検討します。	健康増進課
民生委員・児童委員 活動	地域の中で、身近な相談相手として、地域住民と行政の橋渡しをしています。地域の子どもたちの幼児期から思春期まで成長を見守りながら、身近な相談相手として活動を継続していきます。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課 健康増進課

(4) 地域における子育て支援・子どもの居場所づくり

■ ■ ■これまでの取組と今後の課題■ ■ ■

地域の中での人とのつながりが残っていて子育てがしやすいこと、また様々な機能がコンパクトに集約された名瀬地区(都市部)と、地域文化が色濃く残る旧三方地区や住用、笠利の集落が、「ちょうどいい便利さ、不便さ」を持ち、自分らしい暮らしを選択できることも本市の子育ての魅力です。

地域の中で育まれてきたそれらの魅力に加え、これまで様々な子育て支援を実施してきました。一方でニーズ調査によると、事業そのものの認知度が低く、また利用の仕方がわからないという声も多く、子育て満足度にも影響していると考えています。また事業の中には、名瀬・住用・笠利の地域差が存在するものもあります。

子育ての“困った”を解消するために、奄美市の子育ての魅力を PR し、様々な取組みの周知を図ること、また子どもや子育て当事者の意見を尊重し、子どもや子育て当事者の視点を、子育てを支える関係者につなげ、対話を重ねながら、取組みを見直すことが必要です。

行政だけでなく、市民一人ひとり、企業・団体、地域の皆さんとともに、みんなにやさしい“子育てのしま”を推進することが必要です。

教育・保育施設で行われている教育・保育はもちろんのこと、就労形態や子どもの状況に応じた多様な子育て支援(放課後児童クラブ、病児・病後児保育、延長保育、一時預かり、ファミリー・サポート・センター等)が求められています。

令和 7 年度、利用ニーズの増えている地域に新たな放課後児童クラブが開設します。

病児・病後児保育事業は、利便性向上のための改善策を検討しています。

地域の中で人とつながることで子育ての負担感が軽減されます。ファミリー・サポート・センター事業では、引き続き子育て世帯とサポート会員をマッチングしながら、生活に密着した多様なニーズに対応できる体制を整えます。

また、ニーズ調査や子ども・子育て会議において、子どもの遊び場、親子の居場所を求める声が届きました。雨の日に利用できる屋内の遊び場、気兼ねなくボール遊びができる公園、古見方、住用、笠利地区からは近くに遊び場がないという声もあります。

「子どもは放っておいても外で遊んでくる」時代ではありません。親子で安心して過ごせ、他の子育て世帯とつながれる場所、子どもが様々な遊びや体験ができる場所が求められています。

令和 6 年度、民間の子育て支援を後押しするトライアル事業を実施して、新たな親子の居場所が開設されました。各地域での親子の居場所、子どもの遊び場について引き続き検討していきます。

■ ■ ■ 具体的施策の取組 ■ ■ ■

主な取組	取組の内容	担当課
放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	就労等の理由により保護者が昼間家庭に不在の小学校児童に、遊びや生活の場を与えることによって健全育成を図る事業です。保護者のニーズに対応するよう、放課後児童クラブの整備に努めます。また、放課後児童クラブの支援員等の処遇改善に取り組んでいきます。 小規模クラブは、安定した運営に課題があります。行政、利用者、地域で放課後の子どもの居場所づくりについて検討していきます。 また、発達特性のある児童も増加し、専門的な知識・技能が求められていることから、利用児童にとって適切な遊びや生活の場を与えることができるよう療育分野の研修や連携に取り組めます。	こども未来課 市民福祉課 いきいき健康課
病児・病後児保育	児童が病気により集団保育の困難な期間、一時的に預かる事業です。 希望する人が利用できる安定した受入れ体制の確保に努めるとともに、手続きや空き状況確認などの利用しやすい仕組みを検討します。	こども未来課 市民福祉課 いきいき健康課
一時預かり事業 (一般型・幼稚園型)	一時預かりは、保護者の仕事の都合や通院のほか、自身の活動やリフレッシュなどをする場合に、保育所・認定こども園などで一時的に子どもを保育する事業です。保護者のニーズに対応するため、一時預かり事業の充実に取り組んでいきます。 保育所等に代わって日常的に利用されている状況もあるため、教育・保育の確保方策を適切に設定し、リフレッシュなどの事由で利用しやすいものとなるよう検討していきます。	こども未来課 市民福祉課 いきいき健康課 学校教育課

地域子育て支援拠点事業	地域で子育てを支援する核として、乳幼児及びその保護者が相互交流を行う場所を開設し、子育てについての相談対応、情報提供、助言を行う事業で、名瀬地区に1か所、子育て支援センターを開設しています。 このほか、定期的に園外児童への子育て支援事業を実施している民間保育所等と連携し、各地区での親子の居場所づくり、育児相談などを充実していきます。	こども未来課
延長保育サービスの充実	保護者の就労形態の多様化に対応するために、通常の開所時間を超えて保育を行います。 保護者のニーズに対応するため、延長保育事業に引き続き取り組んでいきます。	こども未来課 市民福祉課 いきいき健康課
利用者支援事業	妊娠期から、子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して子どもや保護者の身近な場所で、保育所等や子育て支援事業に関する情報提供を行うとともに、必要に応じ相談などを行う事業です。 教育・保育施設や一時預かり事業所、その他子育て支援について、それぞれの家族形態、働き方に合わせた支援につなげられるよう子育て支援に携わる関係部署間の情報を集約し、相談対応に応じます。	福祉政策課 いきいき健康課
ファミリー・サポート・センター事業	小学生までの児童を養育する保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。 会員数の増加やニーズが多様化する中で、支援が必要な世帯からの依頼や発達に特性がある児童の預かり・送迎など専門的な知識・技能が求められる援助活動も増えています。 各地域で活動できるサポート会員の確保に努めるとともに療育分野の研修や関係機関との連携によりニーズに対応していきます。	こども未来課 市民福祉課 いきいき健康課

子育て短期支援事業 (ショート・ステイ)	保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設や里親のもとで、必要な養育・保護を行う事業です。令和 6 年 4 月から子どもが自ら入所・利用を希望した場合や、保護者が子どもとともに入所・利用することも可能となっています。	福祉政策課
子育てにやさしい まちづくり	地域ぐるみで子どもの誕生、成長を喜び、子育てを見守る機運を高めることで、子育て家族が安心して笑顔で子育てができるまちづくりを推進します。 地域の公共施設を活用した親子の居場所づくりを進めるほか、企業・団体・個人に限らず、地域の皆さんの協力・連携による子育て家族の満足度向上を目指した活動を応援します。	こども未来課 市民福祉課 いきいき健康課
こども食堂・地域食堂との連携	令和 5 年度に島内の各こども食堂が連携し、奄美大島こども食堂・地域食堂ネットワークが構築されました。食事の提供だけでなく、地域での子育て世帯の交流やこどもの居場所、見守り支援など、更なる充実を図れるよう連携していきます。	福祉政策課

(5) 子育て費用の負担の軽減

■ ■ ■ これまでの取組と今後の課題 ■ ■ ■

子ども一人ひとりが、家庭の経済的な状況にかかわらず、将来の自立に向けていきいきと学び、のびのびと成長していくための環境を整えるために、これまで様々な子育て費用の負担軽減に取り組んできました。

子ども医療費助成については、平成28年度に小学校卒業、平成30年度から中学校卒業、令和3年度には高校卒業まで対象児童を拡充してきました。さらに医療費窓口負担のない現物給付制度については、平成30年10月から非課税世帯の未就学児童、令和3年度からは非課税世帯の高校生まで拡充されています。

令和6年度には、島内で医療を受けることができない子どもを支援する子ども通院費助成制度を創設し、安心して島外で通院・治療できる体制づくりに取り組んでいます。

幼児教育・保育料については、令和元年10月から3歳以上児の無償化を実施しております。

また、療育施設の利用負担については、令和3年度から児童発達支援事業において、0～2歳児の無償化を実現しております。

就学児童に対しては、就学援助費助成制度に加え、高校生遠距離通学助成制度を創設するなど、教育における費用負担の軽減に取り組んでいます。

このほか、奄振事業を活用した航空運賃、船賃の割引(離島割引助成制度)については、住民だけでなく準住民にも対象が拡充され、沖縄間の運賃も対象となっています。またふるさと納税を活用し、スポーツ大会、芸術文化活動の際の旅費助成に取り組んでいます。

子育て費用の負担の軽減を図るため、これまで様々な支援を実施していますが、ニーズ調査によると「子育てに関する不安や負担」に対し、「養育費や教育費など経済的な負担」と回答した割合が多く、また子ども・子育て会議においても、遠征時の旅費助成の拡充や給食費の無償化など、更なる子育て費用の負担軽減が求められています。

■ ■ ■ 具体的施策の取組 ■ ■ ■

主な取組	取組の内容	担当課
保育料の軽減	幼児教育・保育無償化の実施により 3 歳以上児の保育料の無償化が実現しましたが、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、3 歳未満児の保育料の軽減に向けた検討を進めます。	こども未来課 市民福祉課 いきいき健康課 学校教育課
児童手当	家庭における生活の安定と、児童の健全な育成及び資質の向上を図るため、18歳までの児童を養育している保護者に児童手当を支給します。	こども未来課 市民福祉課 いきいき健康課
子ども医療費給付制度 ひとり親家庭等医療費助成制度 重度心身障害者等医療費助成制度 養育医療費助成制度	子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健康の保持・増進及び子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、子ども医療費給付制度、ひとり親家庭等医療費助成制度、重度心身障害者等医療費助成制度、未熟児養育医療給付制度などそれぞれの制度で、子ども及びひとり親家庭の親など対象者の保険診療による一部を助成します。 また、医療の適正受診勧奨に取り組み、持続的な医療費助成制度の運用に努めます。	こども未来課 市民福祉課 いきいき健康課 福祉政策課 健康増進課
子ども通院費支援事業	奄美大島内の医療機関で治療等を受けることができないと診断された子どもに対し、島外医療機関へ通院せざるを得ない場合の旅費の一部を助成します。	こども未来課 市民福祉課 いきいき健康課
就学に関する援助	経済的理由によって就学困難であると認められる児童生徒(要保護及び準用保護児童生徒)に対して、必要な教育費(新入学学用品日、学用品費、医療費、給食費など)の援助や、特別支援学級等で学ぶ児童生徒の就学のために必要な経費の一部、高度へき地学校に就学する児童生徒が修学旅行及び学校給食に要する経費の一部を援助します。	学校教育課 住用地域教育課 笠利地域教育課

高校生遠距離通学費補助金	奄美市内へのバス通学距離が、9km以上である市内居住高校生へ、定期券代金の2/3を助成します。	教育総務課 住用地域教育課 笠利地域教育課
大会出場補助金	小中高校生がスポーツや芸術・文化等の大会において、県や地区を代表し、九州及びその上位大会へ出場する際の旅費の一部を助成します。	学び・スポーツ推進課
ふるさと創生人材育成事業	学力、芸術、文化またはスポーツに優れているにもかかわらず、経済的理由により修学することが困難と認められる者のうち、保護者が市内に引き続き 3 年以上居住し、生活の本拠を有する者に奨学金を支給します。 また、企業代理返還制度を活用し、奨学生の経済的負担軽減に取り組めます。	教育総務課 住用地域教育課 笠利地域教育課
児童扶養手当 ひとり親等自立支援給付金事業	ひとり親家庭が、安定した日常生活を送ることができるよう、国の方針に基づき、児童扶養手当の支給や、ひとり親家庭等自立支援給付金事業等により資格取得を応援し、自立の促進を図ります。 併せて、世帯の状況に応じて利用できる他制度の情報提供ができるよう関係機関との連携により、ひとり親への支援を強化していきます。	こども未来課 市民福祉課 いきいき健康課
子育てにやさしいまちづくり 【再掲】	地域ぐるみで子どもの誕生、成長を喜び、子育てを見守る機運を高めることで、子育て家族が安心して笑顔で子育てができるまちづくりを推進します。 地域の公共施設を活用した親子の居場所づくりを進めるほか、企業・団体・個人に限らず、地域の皆さんの協力・連携による子育て家族の満足度向上を目指した活動を応援します。	こども未来課 市民福祉課 いきいき健康課

(6) ワーク・ライフ・バランスの推進（仕事と生活の調和）

■ ■ ■ これまでの取組と今後の課題 ■ ■ ■

本市では、これまで、家庭や職業生活等において男女が同等に扱われるように啓発・研修を行ってきました。

ニーズ調査によると、お子さんが生まれたとき育児休業を取得した母親の割合は 51.4%、父親は11.9%。育児休業を取得していない父親は、75.9%となっています。前回調査と比べると、いずれも「取得した」は増加、「取得していない」は減少しており、改善している状況が読み取れます。

父親が育児休業を取得していない理由は、「仕事が忙しかった」(54.8%)、「職場に取得しにくい雰囲気があった」(37.7%)となっており、いずれの理由も前回より増加しています。また、育休取得の必要性を感じていなかった、そもそも考えていなかったという父親も存在しています。

子ども・子育て会議の中で、育児休業を取得する者の仕事を代わりに担当する職員へのインセンティブを設けた事業所の紹介がありました。育児休業の取得推進に向けて、国や県の制度に加えて、効果のある取組の検討が必要です。

母親の育児休業後の職場への復帰状況については、「職場に復帰した」(75.9%)と回答した割合が最も多いなか、短時間勤務や在宅ワークの導入など、働き方の選択肢が十分に整っていないことで、育児休業中に職を離れる母親が(5.4%)存在しており、雇用環境の整備が求められています。

父親の育児参加については、子ども・子育て会議において、乳幼児健診や公園でも、お父さんが子どもを連れて過ごしていることを見かけるようになったとの声がある一方で、ニーズ調査では、父親の協力が得られず、ワンオペ育児の負担感を訴える声もあります。引き続き、男女がともに、責任をもって育児に関わる機運を醸成する取組が必要です。

■ ■ ■ 具体的施策の取組 ■ ■ ■

主な取組	取組の内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスについての啓発	事業所及び従業員双方に効果をもたらすワーク・ライフ・バランスについて啓発を行い、長時間労働の抑制、多様な働き方を認め合う働きやすい職場環境づくりの推進を働きかけます。	企画調整課 商工政策課

働く時間の見直し	働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が設けられることの周知を図るとともに生産性が向上する取組について積極的に支援を行います。	商工政策課
育児休業取得の推進	育児休業取得を推進するため、事業所及び従業員に対して啓発を行います。	企画調整課 商工政策課
男性の育児休業取得の推進	男性の育児休業取得を推進するため、今後も、事業所及び従業員に対して啓発を行い、育児休業制度の普及・定着を図ります。	企画調整課 商工政策課
男性の家事参加促進のための啓発	従来女性の役割と捉えられがちであった家事・育児・介護等に男性が積極的に参加するよう啓発に努め、男女が共に責任を果たす家庭づくりを提唱します。 市民団体との協働による啓発活動(各種イベントにおけるパネル展示・研修会や交流会の開催等)を引き続き実施するとともに、SNS等を活用した意識啓発を行います。	企画調整課
奄美市男女共同参画基本計画の啓発	「奄美市男女共同参画基本計画」に基づく施策の進行管理を行い、あらゆる分野における男女共同参画の推進を図ります。	企画調整課
放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業) 【再掲】	就労等の理由により保護者が昼間家庭に不在の小学校児童に、遊びや生活の場を与えることによって健全育成を図る事業です。保護者のニーズに対応するよう、放課後児童クラブの整備に努めます。また、放課後児童クラブの支援員等の処遇改善に取り組んでいきます。 小規模クラブは、安定した運営に課題があります。行政、利用者、地域で放課後の子どもの居場所づくりについて検討していきます。 また、発達特性のある児童も増加し、専門的な知識・技能が求められていることから、利用児童にとって適切な遊びや生活の場を与えることができるよう療育分野の研修や連携に取り組めます。	こども未来課 市民福祉課 いきいき健康課

病児・病後児保育 【再掲】	児童が病気により集団保育の困難な期間、一時的に預かる事業です。 希望する人が利用できる安定した受入れ体制の確保に努めるとともに、手続きや空き状況確認などの利用しやすい仕組みを検討します。	こども未来課 市民福祉課 いきいき健康課
一時預かり事業 (一般型・幼稚園型) 【再掲】	一時預かりは、保護者の仕事の都合や通院のほか、自身の活動やリフレッシュなどをする場合に、保育所・認定こども園などで一時的に子どもを保育する事業です。保護者のニーズに対応するため、一時預かり事業の充実に取組んでいきます。 保育所等に代わって日常的に利用されている状況もあるため、教育・保育の確保方策を適切に設定し、リフレッシュなどの事由で利用しやすいものとなるよう検討していきます。	こども未来課 市民福祉課 いきいき健康課 学校教育課
延長保育サービスの 充実【再掲】	保護者の就労形態の多様化に対応するために、通常の開所時間を超えて保育を行います。 保護者のニーズに対応するため、延長保育事業に引き続き取組んでいきます。	こども未来課 市民福祉課 いきいき健康課

基本目標 2 親子の心とからだの健やかな成長を支えます。

(1) 子どもと親の健康づくりの充実

■ ■ ■ これまでの取組と今後の課題 ■ ■ ■

本市では、子育て世代包括支援センターを設置し、はぐくみ育ち見守り隊の皆さまと地域での見守りや、出産前後の相談対応を充実することで、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援につなげています。母子健康手帳発行時に妊婦健康診査の受診勧奨を行い、乳幼児健診や各種教室では子どもの成長発達、健やかな心身の発育発達を育むための相談に対応しています。引き続き、健やかな妊娠・出産・子育てを推進するために健診・相談・教室などの事業を行います。

妊婦の経済的負担軽減のために、低所得の妊婦に対する初回産科受診料の助成制度を創設し、また「未来応援はぐくみプロジェクト」においては、不妊に悩んでいる方々の多岐にわたる相談や、「子どもを授かりたい」という思いに寄り添った支援に取り組んでいます。

ニーズ調査によると、お子さんの子育てについての相談先は、配偶者(82.1%)やその他の親族(親・兄弟)(70.4%)、近所の人、友人や知人(47.2%)が多く、公的機関や子育て支援施設などに相談する人が少ない状況となっています。また近所や地域の人との交流の割合が年々減少しており、地域とのつながりが薄くなってきている状況もあります。

家族や友人など、地域のつながりの中で子育てを支え合う環境を大事にしながら、困ったときには専門的なアドバイスができる支援者へつなぐことができるよう、相談体制に関する周知広報に力を入れる必要があります。

10代で出産する母親の割合は減少傾向にあります。10代での妊娠が一概に問題であるというわけではありませんが、若年妊娠の多くが、経済的な問題や親子関係の希薄さ無関心等の複雑な家庭環境を抱えています。思春期の子どもたちが、自分の性と向き合い、将来に向けて「生きること」をしっかりと考えていくことができるよう引き続き、学校を始め関係機関と連携を図っていく必要があります。

■ ■ ■ 具体的施策の取組 ■ ■ ■

主な取組	取組の内容	担当課
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を一体的に提供しています。妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、問題が顕在化・重篤化する前の予防的視点を持ち、関係機関との連携を強化することで児童虐待の予防・早期発見に努めていきます。 また、「全ての妊産婦・子育て世帯・子どもへ一体的に相談支援を行う」機関として、「こども家庭センター」の検討を進めています。 これまで同様、児童福祉・母子保健と連携し、切れ目ない支援を継続してまいります。	健康増進課
妊婦健康診査	母子健康手帳の交付を行い、安全安心なお産に臨むため、保健指導を行っています。また、妊婦健康診査徹底を図るため、早期の妊娠届出を促進し、さらに多胎妊娠においては、健診の回数を増やす等、異常の早期発見や早期対応・疾病の予防ができるよう制度の周知を行っています。	健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課
妊婦歯科検診	母子手帳発行時に歯科指導を実施するとともに、妊娠期に無料で歯科検診を受診できる受診券を発行しています。	健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課
不妊・不育治療支援事業（未来応援はぐくみプロジェクト）	「未来応援はぐくみプロジェクト」において、不妊に悩んでいる方々の多岐にわたる相談や、“子どもを授かりたい”という思いに寄り添い、不妊治療等を行う方々の精神的・経済的負担の軽減を図れるよう支援していきます。	健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課

妊婦のための支援給付	妊婦や子育て家庭に寄り添い、安心して出産・子育てができるよう妊婦のための支援給付として出産育児にかかる経済的支援を行います。	健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課
妊婦等包括支援事業	すべての妊婦・子育て家庭が身近に相談できる環境を整え、必要な支援につなげます。	健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課
遠方の分娩に係る支援助成金	遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦が安心・安全に出産ができるよう、出産にかかる交通費及び宿泊費の一部費用を助成します。	健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課
産前・産後サポート事業	安心して妊娠期を過ごし育児に臨めるように、マタニティカフェや初めてのママクラス、じいじばあばおじおばのための子育て応援講座を実施しています。妊娠・出産・子育てに関する情報の提供や相談支援を行いながら、妊産婦同士の交流の場を設け、孤立感の解消へつなげられるよう支援していきます。 また、妊産婦の要望に応じながら、地域に出向いての教室を企画するなど実施方法を検討します。また、周知方法を見直し参加者の増加に努めます。	健康増進課
産後ケア事業	出産後、心身のケアや育児支援、その他母子の健康維持及び増進のために、産後ケア事業(訪問型・宿泊型)を行い、安心して子育てができるように支援します。	健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課

新生児訪問事業	助産師・保健師が新生児のいる家庭を訪問します。児の成長発達の確認、母親の心身のケア、育児相談などを通して安心して子育てができるよう支援していきます。	健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課
新生児聴覚検査	聴覚障害の早期気づき・早期療育を目的として、新生児聴覚検査を行います。	健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課
初回産科受診料支援事業(非課税世帯)	初回受診が遅れることがないよう、非課税等の妊婦に対し、初回受診料を支援し、受診しやすい環境を整えます。	健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課
産婦健康診査	出産後の産婦に対する健康検査2回分の助成を行い、不安を持つ母親に対する支援を強化すると共に産後うつや新生児の虐待予防に繋げていきます。	健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課
乳児家庭全戸訪問事業	母子保健推進員が生後 3～4か月の家庭を訪問し、乳幼児健診や子育て情報の紹介を行うとともに子育て状況の聞き取りや養育状況の確認を行い、地域で見守ることで育児の孤立化を予防していきます。	健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課
養育支援訪問事業	妊産婦期からのかかわりの中で養育支援が必要と把握した家庭に対して、保健師・助産師・保育士等の専門的な助言が可能な有資格者が訪問し、主に相談業務を通し、対象世帯に寄り添うことで、虐待リスク等を未然に防ぐ取組を行っています。	健康増進課 福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課
乳幼児健診	乳幼児を対象に、発育・発達状況の確認や屈折・眼位スクリーニング検査の導入等による疾病の早期発見及び育児不安の軽減や解消を目的に実施しています。 受診率の向上に努めるとともに、未受診児や要フォロー児の対応について関係機関と連携を取りながら強化に努めていきます。	健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課

母子健康相談	保健センターにおいて、育児相談や子育ての正しい情報(子どもの生活習慣や触れ合うことの大切さ、メディアとの付き合い方について等)を提供します。 今後も、気軽に相談できるよう配慮しながら、多様化する不安に対応し、保護者が子育てを楽しめるよう、関係機関と協力しながら支援していきます。	健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課
ブックスタート事業の実施	全ての赤ちゃんと保護者に絵本を手渡し、その絵本を介して暖かなぬくもりの中でやさしく語りかけることの大切さを知るきっかけづくりと、心やすらぐ楽しい子育ての時間を持ってもらうことにより、子育てを支援することを目的に実施します。	健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課
子育てフォロー教室	発達に支援が必要な幼児と保護者を対象に子どもとの上手な関わり方のコツを学ぶ教室を開催します。保護者が子どもの発達段階を受け入れ、必要な支援を考えることができるようサポートします。	健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課
子育て講演会	乳幼児時期の生活習慣や親子のふれあいが、子どもの健やかな心とからだの成長につながるため、講演会や参加型の講座を実施します。	健康増進課
すこやか育児・発達相談会	5歳児を対象に保育所・幼稚園において保健師が育児相談・発達相談会を行っています。保護者・保育士と就学前の子どもの成長や発達について一緒に考え、よりよい支援につなげます。	健康増進課
子どもの個性に合った子育ての実施	子どもとの関わりに困り感をいただく保護者に対し、子どもの行動(よい行動・困った行動)の見方、「ほめ達人」になれるような関わり方を学ぶプログラムを実施します。	健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課 福祉政策課

(2) 食育の推進

■ ■ ■ これまでの取組と今後の課題 ■ ■ ■

幼児期や児童期は「食」に興味・関心の高い、食育において重要な時期です。その時期の子どもたちや保護者を対象に、離乳食教室や子どもクッキング、母子健康相談における栄養相談、出前講座等を行いました。しかし、栄養バランスの偏りや3歳児・小学生における朝食欠食率の増加など食に関する課題は多くあります。子どもたちが健全な食生活を実践できるように、今後も、各ライフステージに合わせた栄養相談・栄養教育を行い、正しい知識を普及し「食」の大切さを伝えます。また、食育は幅広い分野に関わるため、家庭・関係機関が連携・協力をしながら食育の推進に取り組んでいく必要があります。

小・中学校におきましては、給食センター所属の栄養教諭が全小・中学校を訪問し、食に関する指導を行っています。朝食欠食などの課題についても、引き続き取り組んでいきます。

今後も、簡単な離乳食の作り方や、給食献立について、子育て世代の「食」への関心度を高めるよう SNS を活用した情報発信に努めます。

■ ■ ■ 具体的施策の取組 ■ ■ ■

主な取組	取組の内容	担当課
食に関する指導の推進	毎日の給食が「生きた教材」になるよう、栄養バランスのとれた食事や旬の食材を取り入れた献立作成に努めます。 また、各学校にて「食に関する指導」の年間計画を作成し、計画的な授業が行えるように情報交換に努めます。	学校教育課 学校給食センター
栄養相談・栄養教育	発達段階に応じた離乳食を進めていけることを目的とした離乳食教室や、食に興味を持ち自分で簡単な料理を作ることができることを目的とした子どもクッキング等を実施しています。また、出前講座等を通して、保護者に対し、子どもの食の大切さを伝えています。今後も、各ライフステージに合わせた栄養相談・栄養教育を行い、正しい知識の普及と「食」の大切さを伝えていきます。	健康増進課 市民福祉課 いきいき健康

教育・保育施設における食育の推進	教育・保育施設において、保育教育の一環として、食事・行事・日常の保育を通して、健康な心身と良い食習慣の形成を今後も推進していきます。 保育参観などにおける食に対する講話や食育アンケートなどで食に対する意識を高める工夫に努めます。	こども未来課 市民福祉課 いきいき健康 学校教育課 学校給食センター
奄美の食材の積極的な活用	毎月19日を「まんでい奄美の日」とし、奄美の地場産物や郷土料理を積極的に献立に取り入れ、今後も関係機関との情報交換を行っていきます。	こども未来課 学校教育課 学校給食センター

(3) 思春期保健対策の充実

■ ■ ■ これまでの取組と今後の課題 ■ ■ ■

小中学校や高校での各種教育(出前講座)を行いました。生活習慣病について親子で考える場、薬剤師や警察の協力のもと薬物乱用防止教室の開催、外部講師を招聘し性に関する指導を行うとともに、命の大切さについても理解・啓発を図っています。

また、各学校の健康課題を把握した上で、自分や周りの人を思いやる気持ち、主体的な自分の将来設計などを伝えています。今後も思春期における心の問題や健康課題に対応するため、各機関とのつながりを強化し、取組んでいきます。

■ ■ ■ 具体的施策の取組 ■ ■ ■

主な取組	取組の内容	担当課
思春期保健対策の充実	喫煙・薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題のケアなどの健康課題に対応するため、保健講話などを実施し、学校・家庭・地域の関係機関との連携した取組の充実に努めます。	学校教育課 健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課
相談活動の運営と協力	教育相談室や保健室の機能を有効に活用し、心に寄り添う教育相談活動に努め、今後も事業を継続実施していきます。 教職員を対象とする「SOSの出し方・受け方」講座を実施し、全教職員が「SOSの出し方・受け方」について極めて具体的かつ実践的な方法を学ぶ機会とします。	学校教育課

基本目標３ 子どもの生きる力を育みます。

（１）子どもの生きる力の育成にむけた学校教育の環境整備

■ ■ ■これまでの取組と今後の課題■ ■ ■

まちづくりの基本は、「人づくり」からという考えに立ち、未来の希望である子どもを安心して生み育てることができる地域づくりを進めるため、家庭・学校・地域のつながりを強化し、地域の未来を担う子どもの確かな学力の定着と向上を図り、自ら学ぶ意欲と社会情勢の変化に対応できる豊かな心、健康でたくましい体を育てる教育の充実を進めてきました。

また子どもたちが変化の激しい社会を生きていくために、「困ったり、悩んだりしたときにひとりで抱え込まず、誰かに相談できる」など生きる力を身につける必要があります。教育機関だけでなく、関係機関とのつながりを強化し、取組みを充実していきます。

■ ■ ■具体的施策の取組■ ■ ■

主な取組	取組の内容	担当課
地域が育む「かごしまの教育」県民週間の充実	この期間に各学校で行われている行事等に保護者や地域住民に参加をいただき、学校教育への理解を深める機会となっています。 今後も創意工夫しながら、魅力ある学校づくりのために取組んでいきます。	学校教育課
「開かれた教育行政」「開かれた学校」づくりの推進	学校評議員制は、双方向での情報の交流がなされ、学校経営の充実に役立っており、継続して取組めます。 学校便り等を通して、各学校における教育活動の紹介を継続的に行い、「開かれた学校づくり」推進のため情報発信に努めていきます。	学校教育課
小規模校入学特別認可制度の運用	自然豊かな小規模校ならではのよさを生かした学習機会の提供、小規模校の教育活動の活性化という点から特認校制度は有効であり、今後も引き続き取組んでいきます。	学校教育課

各学校の特色を生かした教育活動の推進	奄美の自然・文化・伝統等につれ、郷土(地域)を知る視点から「特色ある教育活動」は有効であり、今後も活動を推進します。	学校教育課
環境教育の推進	奄美の豊かな自然環境を守るために、自然の有効活用や保護及び資源の再利用(リサイクル)などについての理解を深め、環境教育を推進します。 各学校における環境教育の取組をまとめ、学校及び市民に周知広報を図り、市全体としての環境教育の更なる推進を図ります。	学校教育課
SOSの出し方教育の推進	「困ったり、悩んだりしたときに、1人で抱え込まず誰かに相談してもいい」ということを、市内の小・中学校において伝えていきます。	学校教育課

(2) 家庭や地域の教育力の向上

■ ■ ■ これまでの取組と今後の課題 ■ ■ ■

第2期計画期間は、コロナ禍で人と人との交流に制限があり、様々な活動が休止・縮小されましたが、アフターコロナとなり、これまでの在り方を見直し、様々な活動が再開しています。

そのような中、スマートフォンの普及によるネット環境の大幅な変化や、三世帯同居の減少など、時代の変化が新たな価値観を生み出しています。「昔はこうだったから」といった従来の価値観にとらわれない取組が必要です。例えば、「子どもは放っておいても外で遊んでくる」時代ではありません。その対応としては、子どもと保護者がともに親しむ“遊び・学び”の環境などが求められています。

都市化が進んだ名瀬市街地を中心に、「地域における孤立」が深刻な課題となっています。一言で「孤立」といっても、「子育て」、「地域・趣味活動」、「医療」などの分野における状況に加えて、これまでの支援制度では対応が困難な複雑化した問題など、様々なケースがあり、それぞれに応じた対策が求められています。

子育て家庭が地域で安心して子育てができるよう、子どもや子育て家庭を支える関係者がつながり、地域の様々な資源を活用して、奄美市全体で子育てを支援していく仕組みづくりを図ります。

また人口減少が進むなか、子どもたちが誇りに想える「ふるさと奄美市」をつくること。このことも、私たちの大きな責任です。将来を担う子どもたちが、いつか進学や就職で島を離れることになっても、多くの子どもたちが「将来は島に帰ってきたい」という想いが持てるように、様々な人とのつながりの中で、世代を問わず地域文化にふれるとともに、地域の中で活動する機会をつくります。

■ ■ ■ 具体的施策の取組 ■ ■ ■

主な取組	取組の内容	担当課
「ふるさと教師」の積極的な活用	各学校で地域の人材を授業や学校行事等で積極的に活用し、より専門的な知識や技能を生かし、児童生徒の興味関心を高め、「地域に根ざした学校」の活性化を図ります。	地域教育課 学校教育課
ふるさと体験留学の実施	市街地の大規模校から郊外の小規模校へ児童を一定期間留学させ、児童の交流を通して「奄美の豊かな自然やふるさとの心、伝統文化」にふれると同時に、ふるさと奄美のよさを実感させ、小規模校の活性化を図っていきます。	学校教育課

	今後は、交流をより深めていけるようホームステイの受け入れ人数を増やす働きかけを行っていきます。	
指導者養成講座の充実	スポーツ・レクリエーション活動の一層の普及を図るため、スポーツ指導者及び指導者養成のための講座等を充実させる事業です。 指導者を統括し、各学校との架け橋になるコーディネーターを配置して、子どもたちの健全育成の基盤となる学校を支える体制づくりについて検討します。	学び・スポーツ推進課 地域教育課
家庭における読書活動の推進	「奄美市読書活動推進計画」をもとに各関係機関との連携により推進を図っていきます。また、あまみ子ども読書・新聞応援プロジェクトの推進を図ります。	学び・スポーツ推進課 地域教育課
子育てサークル等への活動の支援	児童センターにおいて、絵本の読み聞かせや専門家を招いたおはなし会、不用品の交換会など子育てサークルが活動する場所の提供を行っており、今後も継続して支援を行っていきます。 また地域で交流を重ねている子育てグループの活動を支援するため情報発信の方法を検討します。	こども未来課
地域活動事業の充実	各保育所において地域の高齢者や中・高校生などを含めた地域住民との世代間交流を促進する取組を行っており、今後も継続して取組めます。 また、園庭開放など園外への情報を発信し、地域の乳幼児親子の居場所づくりに努めます。	こども未来課 市民福祉課 いきいき健康課
子どもの個性に合った子育ての実施（再掲）	子どもとの関わりに困り感をいただく保護者に対し、子どもの行動（よい行動・困った行動）の見方、「ほめ達人」になれるような関わり方を学ぶプログラムを実施します。	健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課 福祉政策課

(3) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

■ ■ ■ これまでの取組と今後の課題 ■ ■ ■

パソコンや携帯電話の急速な普及により、インターネットの掲示板やSNSの利用によるいじめやトラブルなど、大人から見えにくい形での新たな有害環境課題が発生しています。

また、子どもたちの身近な場所において、性や暴力等に関する情報が容易に入手できる環境にあり、子どもに対する悪影響が懸念されています。

インターネット上の有害情報やいじめから子どもたちを守るため、子どもが利用する携帯電話におけるフィルタリングなどの普及啓発に努めるとともに、地域や学校、家庭における情報モラル教育の推進に取組み、子どもにとって良好な環境づくりを目指します。

■ ■ ■ 具体的施策の取組 ■ ■ ■

主な取組	取組の内容	担当課
青少年育成推進活動の充実	各学校・地域単位で青少年健全育成推進員を配置し、関係機関との連携を図りながら、非行型不登校少年への対応を行います。 奄美市青少年育成市民会議にて全体方針を定め、各学校・地域単位で青少年育成推進協議会を実施し、地域の関係機関と連携を図り、児童・生徒の生活環境保護に努めます。	学び・スポーツ推進課 学校教育課
少年愛護センター業務の充実	少年の健全育成に関係ある各機関及び団体との連携協調を図り、指導活動を効果的に推進して少年非行の防止に努めます。また、毎月第3金曜日を基準に各関係機関の方々が参加し実施している市街地の補導の充実に努めます。 関係機関及び団体と連携協調を図り、夜間の見廻り活動や青少年を取り巻く有害環境に関する講話等を行い、少年非行の防止に努めます。	学び・スポーツ推進課 学校教育課

基本目標 4 支援を必要とする子どもや家庭への支援に取り組めます。

(1) 児童虐待防止対策の強化

■ ■ ■ これまでの取組と今後の課題 ■ ■ ■

本市では若年妊婦や養育環境面からリスクの高い妊婦、また育児不安を抱える親が多いことから、虐待等の問題が顕在化する前の予防的視点を重視し、早期の支援開始が必要です。

子どもへの虐待は保護者側の要因や家族関係、子どもの特性や育てにくさ等もありますが、個別ケース検討会議等により情報の共有を行い養育支援が必要な家庭に保健師、助産師等の専門的支援や、家庭訪問型支援員や訪問介護事業所等のヘルパーによる家事・育児支援を行っています。

人と人とのつながりを大切にし、支援を必要とする家庭が早期に必要な支援につながる体制づくりに努めます。

■ ■ ■ 具体的施策の取組 ■ ■ ■

主な取組	取組の内容	担当課
要保護児童対策地域協議会	「要保護児童対策地域協議会」が整備され、児童虐待問題に関する各関係機関から円滑な情報提供と迅速な対応が図られるようになりました。要保護・要支援児童若しくは特定妊婦へ適切に対応するため福祉、保健、医療、教育、司法など関係機関が連携し、子どもや家族への援助の方法や対策を協議し早期対応を図ります。 本事業の重要性は増しており、検討を進めている「こども家庭センター」業務の優先事業のひとつであり、今後も、要保護児童・要支援児童・特定妊婦等、支援を必要としている世帯を各関係機関で連携し支援していきます。	福祉政策課 健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課

家庭児童相談の充実	福祉政策課に設置している「家庭児童相談室」と健康増進課所管の「子育て世代包括支援センター」と連携し、「子ども家庭総合支援拠点」を設置することにより、相談体制や支援の充実を図ります。 また、「全ての妊産婦・子育て世帯・子どもへ一体的に相談支援を行う」機関として、「こども家庭センター」の検討を進めています。 これまで同様、児童福祉・母子保健と連携し、切れ目ない支援を継続してまいります。	福祉政策課
こども家庭センター	国は、健康増進課所管の「子育て世代包括支援センター」と福祉政策課所管の「子ども家庭総合支援拠点」の機能を維持したまま、両機能の連携を更に一体的に行えるよう「こども家庭センター」の設置を求めていることから、本市においても、設置について検討し、従来の切れ目のない相談や、下記に記載する家庭支援事業の充実を図っていきます。 新規：子育て世帯訪問支援事業・児童育成支援拠点事業・親子関係形成支援事業 継続：子育て短期支援事業・一時預かり事業	福祉政策課 健康増進課
子育て世帯訪問支援事業	令和6年4月から子育て支援員等、市の認める研修等を受けたものや、子育て支援訪問事業所のヘルパーが訪問し、家事や育児を行いながら、対象世帯に寄り添いながら、虐待リスク等を未然に防止します。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課
児童育成支援拠点事業	学校や家以外の子どもの居場所支援事業であり、養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対し、当該児童の居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。今後、実施等について検討します。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課

親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。今後、実施等について検討します。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課
養育支援訪問事業 【再掲】	妊娠婦期からのかかわりの中で養育支援が必要と把握した家庭に対して、保健師・助産師・保育士等の専門的な助言が可能な有資格者が訪問し、主に相談業務を通し、対象世帯に寄り添うことで、虐待リスク等を未然に防ぐ取組を行っています。	健康増進課 福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課

(2) 被害に遭った子どもの保護の推進

■ ■ ■ これまでの取組と今後の課題 ■ ■ ■

いじめや虐待といった子どもの人権に関する問題や近年の高度情報化の進展により、SNS等を利用した様々な人権問題が発生しており、学校と行政が連携し、対応を図っていく必要があります。

さらに、子どもたちが高度情報化社会を主体的に生きていくためには、情報活用能力や情報モラルの向上、有害情報への適切な対応能力を身に付けさせることも求められています。

いじめ、虐待、犯罪等で被害を受けた子どものケアとして、個別ケース検討会議等により支援方針を検討し、スクールカウンセラー・障害者等基幹相談支援センター・医療機関への受診を勧める等関係機関が連携して対応しています。

■ ■ ■ 具体的施策の取組 ■ ■ ■

主な取組	取組の内容	担当課
教育相談の充実	スクールカウンセラーや適応指導教室相談員、スクールソーシャルワーカーを中心に教育相談等の対応を行っています。今後も学校や関係機関と連携を図りながら、心に寄り添った教育相談を推進していきます。 スクールカウンセラーは、4 中学校区で計画していますが、他学校の要望に臨機応変に対応します。 スクールソーシャルワーカーは緊密に連携し、不登校児童生徒の情報を収集・整理、効率的に市教育委員会や関係機関と連携して、具体的な手立てにつなげています。また、今後小中併設の特認校（崎原小中、芦花部小中）への配置を検討します。 実践における課題を報告し、対策プログラムの改善につなげています。	学校教育課

(3) ひとり親家庭や貧困世帯に対する支援の充実

■ ■ ■ これまでの取組と今後の課題 ■ ■ ■

ひとり親家庭は、様々な問題を複合的に抱える世帯が増加傾向にあり、世帯によって支援の在り方が異なることから、子どもの健全な育成を図るためには、きめ細かな福祉サービスの展開に加え、自立に向けた就業支援を効果的に行う必要があります。

ひとり親家庭の自立に向けて、自立支援給付金や高等職業訓練促進給付金の支給による親の資格取得を支援しており、段階的に拡充されています。

また、職業能力向上のための訓練や求職活動の相談等について、公共職業安定所や県と連携し、様々な制度を複合的に案内するなど、支援充実に努めています。

ひとり親家庭への支援については、母子(父子)(寡婦)福祉団体の自主的な活動を支援するとともに、母子(父子)(寡婦)福祉資金貸付事業や育児・家事等の家庭機能を援護するひとり親家庭等日常生活支援事業等など、県の施策を活用しながら、より一層の支援の充実を図ることが必要です。

■ ■ ■ 具体的施策の取組 ■ ■ ■

主な取組	取組の内容	担当課
児童扶養手当	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進、子どもの福祉の向上を図るため、手当を支給します。	こども未来課 市民福祉課 いきいき健康課
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図るため、保護者及び子どもの医療費を助成します。	こども未来課 市民福祉課 いきいき健康課
ひとり親家庭等自立支援事業	ひとり親家庭の保護者が、資格取得を目指し、高等職業訓練する際の生活負担軽減を目的とした給付金や、能力開発のための講座受講料の一部を支給することで、ひとり親家庭等の自立を促進します。	こども未来課
母子生活支援施設入所	保護の必要が認められる(自立が困難等)母子家庭または母子家庭に準じる家庭に対して入所の支援を行っています。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課

相談体制の充実や 情報提供	ひとり親家庭や生活困窮世帯、養育が困難な世帯など様々な事情で支援を必要とする子どもや家庭があります。関係機関と連携を深めながら、引き続き、相談体制の充実や、施策・取組についての情報提供を強化していきます。	福祉政策課 つながる相談室 関係各課
保育所への優先入所等	ひとり親世帯等の家庭環境を考慮し優先的な入所を実施しています。	こども未来課 市民福祉課 いきいき健康課
こども食堂・地域食堂との連携 【再掲】	令和 5 年度に島内の各こども食堂が連携し、奄美大島こども食堂・地域食堂ネットワークが構築されました。食事の提供だけでなく、地域での子育て世帯の交流やこどもの居場所、見守り支援など、更なる充実を図っていきます。	福祉政策課
子どもの学習・生活 支援事業 (生活困窮者自立相談支援事業)	支援対象者に対し学習会を開催し、個々の状況に応じた支援を行います。 支援対象者またはその保護者等に対する学習・進学及び生活全般に関する相談など必要な支援を実施します。	つながる相談室

（４）障害児施策の充実

■ ■ ■これまでの取組と今後の課題■ ■ ■

本市では、奄美地区地域自立支援協議会内に子ども部会を設置し、教育・保育・福祉の連携・協議の機会を増やすことで、切れ目のない支援体制の構築を図ってきましたが、円滑な利用の仕方が今後の課題となっています。

令和5年度チャレンジド・プラン策定にむけた障害児調査によると、療育支援を利用している半数が、「満足している」と回答している一方、住用地区・笠利地区において地域格差のないサービス提供が求められています。

令和3年度より、児童発達支援事業の0～2歳児の利用者負担無償化を実施しておりますが、今後、療育支援をさらに充実させるために、専門職による指導の増加や事業所と教育機関のつながりの強化、療育従事者の処遇改善も求められています。

「障害児相談支援」「放課後等デイサービス」「児童発達支援」について、現在の利用者と今後の利用意向者が多く、ニーズに応じたサービス量の確保や、個々の問題に対応できるよう相談窓口の設置、周知が重要です。

また、教育・保育施設、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センターなど各種事業についても、発達に特性のある児童が利用しています。特性を持った児童への関わり方や接し方について、子育てを支える様々な関係者が学べる場や、専門機関との連携の強化が求められています。

■ ■ ■具体的施策の取組■ ■ ■

主な取組	取組の内容	担当課
奄美地区地域自立支援協議会子ども部会	奄美地区地域自立支援協議会を中心に、障害のある子どもができるだけ早い段階で適切な支援を受けられるよう、関係機関との情報の共有化や相談支援事業所との連携を図りながら、障害受容、療育を経て就学・就労に至るまでの一貫した療育システムの構築を目指します。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課

保育所や放課後児童健全育成事業における障害児の受入	子どもの状況に応じた保育・教育を実施する観点から、保護者との相互理解や専門機関からの助言等を得ながら、支援のための計画を個別に作成し、ライフステージごとの情報の共有を図り、長期的な視点からフォロー体制を強化していきます。「放課後等デイサービス」の利用拡充を図ります。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康
相談支援体制の充実	一人ひとりの状態に応じたきめ細かな対応ができるよう、大島児童相談所、チャレンジサポート奄美等の相談機関に繋ぐなど適切な保育・教育的支援が実現するように、ワンストップ窓口の整備を検討します。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課 学校教育課
学校施設の整備等	障害の内容に応じ、手すりやシャワー、スロープの設置や、聴覚障害児へのFM補聴器等備品の整備を行い、充実した教育環境の整備に努めます。 令和5年度に策定した学校施設等長寿命化計画においても、機能性向上を図ることとしてバリアフリー化を位置付けており、引き続き教育環境の整備充実に取り組めます。	教育総務課 笠利地域教育課 住用地域教育課 学校教育課
障害児保育	幼稚園・保育所においては、児童発達支援センター（のぞみ園）、大島特別支援学校及び小学校等と連携を図りながら、子どもの心身の発達が促進されるよう取り組んでいます。 また、集団保育が可能な障害児（軽度を含む）を受け入れている私立保育所に対して、保育士を加配するための障害児保育事業を実施し、障害児の受入促進と処遇の向上を図っており、今後も受け入れ態勢の充実を図ります。 発達支援が必要な児童に対する職員配置に係る補助について、他市町村の事例の研究を進めていきます。	福祉政策課 こども未来課 いきいき健康課 学校教育課

乳幼児健診 【再掲】	乳幼児を対象に、発育・発達状況の確認と疾病の早期発見及び育児不安の軽減や解消を図るために実施しています。 受診率の向上に努めるとともに、未受診児や要フォロー児の対応について関係機関と連携を取りながら強化に努めていきます。	健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課
子育てフォロー教室 【再掲】	発達に支援が必要な幼児と保護者を対象に子どもとの上手な関わり方のコツを学ぶ教室を開催します。保護者が子どもの発達段階を受け入れ、必要な支援を考えることができるようサポートします。	健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課
児童発達支援センターとの連携による早期療育の実施	早期気づき、早期発達支援が重要とされる発達障害について、児童発達支援センター(のぞみ園)と妊婦健診や乳幼児健診等の情報を共有・連携し、早期療育の実施に努めます。 また、早期療育につながるよう0～2歳児の利用者負担無償化を引き続き実施します。	福祉政策課 いきいき健康課 学校教育課
発達障害支援対策に向けたスタッフの資質向上	自閉症、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)等の発達障害を含む障害児については、障害の特性に応じて、その子どもの可能性を最大限に伸ばし、社会参加するために必要な力を養うため、専門家等の協力も得ながら、幼稚園教諭・保育士等の資質向上に向けた講習会等の支援を行います。 特性を持った児童への関わり方や接し方など多くの職員が研修会や講習会に参加し、学び続けることのできる体制づくりに努めます。	福祉政策課 いきいき健康課 こども未来課 学校教育課
特別支援教育の充実及び関係機関との連携	発達の気になる児童が就学先で困らないように、幼保小連絡会への参加のほか、移行支援シート等などのツールを活用しながら、就学先等と情報共有、連携を深めます。 学校や未就学児が通う施設等に対して、学びの場(特別支援学校・特別支援学級・通級)の変更に係る段階的プロセスを周知し、一人一人に対してより適切な学びの場への就学指導を推進します。	福祉政策課 こども未来課 学校教育課

集団教育・保育が困難な子どもに対する支援	幼稚園や保育所、放課後児童クラブなど各種事業における、発達に特性があり配慮が必要な児童や集団教育・保育等による対応が困難な児童のケースについて、児童発達支援センターでの療育や訪問看護等を行い、連携を図りながら支援していきます。 また、子育てを支える様々な支援者に対する、療育についての研修などを実施します。	健康増進課 福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課
-----------------------------	---	--

基本目標5 みんなにやさしい “子育てのしま”を推進します。

(1) 良質な居住環境の確保

■ ■ ■これまでの取組と今後の課題■ ■ ■

本市では、これまで「奄美市公園施設長寿命化計画」に基づき市内にある都市公園の遊具の入れ替え及び敷地整備等の改善を図ってきました。

今後も、親子がともに楽しく安心して使いやすい公園施設を目指し、安全性や利便性の向上に努めると共に、子育て世代を含め、多様なニーズに対応した誰もが安心して暮らせる居住環境整備を進めていきます。

■ ■ ■具体的施策の取組■ ■ ■

主な取組	取組の内容	担当課
居住環境の確保	地域の実情を踏まえ子育て支援に配慮した公営住宅の整備を行うとともに、奄美市総合計画に基づき、居住建物を含めた総合的なまちづくりに取組みます。	建築住宅課等
公園の環境整備	子どもの安全な遊び場を確保するために、適正な維持管理を行うとともに、計画的な施設の更新を図っています。	都市整備課等
子育て・保健・福祉複合施設整備・運営	中心市街地に、本市における「健康づくり」及び「子育て支援」の拠点施設となる、子育て・保健・福祉複合施設の整備を推進します。	こども未来課 健康増進課 関係各課

(2) 安全安心なまちづくりの推進

■ ■ ■ これまでの取組と今後の課題 ■ ■ ■

子どもが犠牲になる交通事故が全国的に発生している現状を踏まえ、子どもが交通事故の被害に遭わないように、保育所・幼稚園・小中学校や地域での啓発活動は引き続き重要となってきます。

また、通学路の安全対策についても、関係機関で連携した合同点検を定期的の実施し、安全環境の整備や、地域ぐるみで子どもたちを見守るための対策が継続的に必要となります。

■ ■ ■ 具体的施策の取組 ■ ■ ■

主な取組	取組の内容	担当課
生活道路での安全確保	通学路や生活道路での安全確保のため、警察署と連携し、交通安全施設の整備や車両の進入抑制・速度抑制を図ります。	土木課
交通事故防止対策	道路管理者が設置する道路照明灯のほか、街灯設置及び維持補助金交付要綱により、防犯灯、街灯等を設置して、夜間における犯罪の防止、通行の安全を図ります。また、見通しの悪い交差点にカーブミラーを設置し、交通事故防止を図ります。	土木課 総務課
公共施設等のバリアフリー化の促進	公共施設等において、スロープの設置や段差の解消等のバリアフリー化や危険防止のための手すりの設置、子育て世帯が安心して利用できるトイレ等の整備を要望していきます。	こども未来課
交通安全教室	子どもたちを交通事故から守るため、小学 1 年生全員を対象に各学校を巡回し、交通安全教室を実施するとともに、幼稚園・保育所・小学校・中学校等の要望に応じて交通安全教室を実施します。	総務課
通学路安全点検	継続的な通学路の安全を確保するために、関係機関で通学路合同点検を実施し、安全環境の整備や具体的な対策を行います。	学校教育課 こども未来課 土木課 総務課

(3) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

■ ■ ■ これまでの取組と今後の課題 ■ ■ ■

子どもが被害者になった刑法犯の認知件数は、近年上昇傾向にあり、また、SNSを介した犯罪が増加する等、社会の変化に伴い犯罪も多様化し、大人から見えにくい形で、子どもたちが犯罪に巻き込まれたり、意図せず犯罪に加担したりするなど、子どもの安全が脅かされる事態も生じています。

子どもたちを犯罪の被害から守るために、警察等の関係機関とのつながりを深め、家庭・学校・地域での見守り活動や啓発活動を更に強化する取組が必要です。

■ ■ ■ 具体的施策の取組 ■ ■ ■

主な取組	取組の内容	担当課
防犯体制の充実	安全で安心なまちづくりのため、警察署をはじめとする関係団体・機関と連携し、暴力排除・防犯活動を推進します。	総務課 こども未来課 学校教育課
防犯に関する普及啓発活動の実施	安全・安心なまちづくりのため、住民との協働により防犯に関する普及啓発活動を行います。	総務課
保護者・地域との連携による防犯活動の推進	保護者や地域の住民・学校・警察等が連携し「学校付近のパトロール活動」を行い、防犯活動を推進します。また、関係機関と連携し、「交通マナーアップキャンペーン」等に取組みます。	学び・スポーツ推進課

第5章

子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、市町村において「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられており、この「教育・保育提供区域」に基づき、同事業計画に「量の見込み」および「確保方策」を記載するとともに、地域型保育事業の認可の際の需給調整を判断することとされています。

本市では、以下の理由から、名瀬地区・住用地区・笠利地区の3区域として設定します。

- 利用者及び事業者にとってわかりやすい区域設定を行うこと。
- 今後の教育・保育需要の変化に対して、施設の整備等への柔軟な対応ができること。
- 居住エリア以外（通勤途中等）での利用ニーズにも柔軟に対応できること。
- 計画策定後の事業内容について、各施設・事業を通じて進捗管理を行いやすいこと。

2 教育・保育の量の見込み

（1）教育・保育の支給の認定について

市内に居住する0～5歳の子どもについて「現在の保育所、幼稚園、こども園の利用状況」に「利用希望」を加味し、国の定める以下の3つの区分で認定します。

【認定区分と提供施設】

認定区分		提供施設
1号認定	3 - 5 歳、幼児期の学校教育(以下「学校教育」という)のみ	幼稚園、認定こども園
2号認定	3 - 5 歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号認定	0 - 2 歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

(2) 児童数の見込み

就学前児童人口を住民基本台帳の人口を基に、地区ごとにコーホート変化率法により推計しました。

①市全体

本市の児童人口は年々減少することが予想され、計画期間最終年度の令和 11 年には 1,452 人になると推計されます。

【児童数の推移及び推計児童数】

区分	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年度
0歳児	273	288	296	268	224	240	235	228	221	218
1歳児	317	279	298	309	269	229	248	243	236	229
2歳児	363	321	290	306	303	274	233	254	249	242
3歳児	355	367	331	299	318	313	282	241	262	256
4歳児	368	360	375	336	295	322	317	285	243	265
5歳児	406	357	366	378	339	294	322	318	284	242
合計	2,082	1,972	1,956	1,896	1,748	1,672	1,637	1,569	1,495	1,452

②名瀬地区

名瀬地区の児童人口は、計画期間当初が 1,469 人、計画期間最終年度の令和 11 年には 1,262 人になると推計されます。

【児童数の推移及び推計児童数】

区分	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳児	212	206	199	192	187
1歳児	209	217	211	204	197
2歳児	243	212	220	214	207
3歳児	266	252	220	228	221
4歳児	278	268	254	222	229
5歳児	261	277	267	253	221
合計	1,469	1,432	1,371	1,313	1,262

③住用地区

住用地区の児童人口は、計画期間当初が21 人、計画期間最終年度の令和11年には14人になると推計されます。

【児童数の推移及び推計児童数】

区分	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳児	3	2	2	2	2
1歳児	2	3	2	2	2
2歳児	4	2	3	2	2
3歳児	2	3	2	3	2
4歳児	7	3	3	2	4
5歳児	3	8	4	3	2
合計	21	21	16	14	14

④笠利地区

笠利地区の児童人口は、計画期間当初が182 人、計画期間最終年度の令和11年には176人になると推計されます。

【児童数の推移及び推計児童数】

区分	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳児	25	27	27	27	29
1歳児	18	28	30	30	30
2歳児	27	19	31	33	33
3歳児	45	27	19	31	33
4歳児	37	46	28	19	32
5歳児	30	37	47	28	19
合計	182	184	182	168	176

（３）幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」と「確保の内容」

「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」及び「教育・保育施設および地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を以下に定めます。

①市全体

【学校教育・保育の量の見込み】

区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
1 号認定 + 2 号認定 （教育二一ズ）	368	359	340	324	311
うち 2 号認定 （教育二一ズ）	233	232	214	203	194
2 号認定（保育二一ズ）	572	551	514	481	468
3 号認定	510	494	489	474	457
0 歳児	119	118	114	112	109
1 歳児	182	185	181	175	169
2 歳児	209	191	194	187	179
合 計	1,450	1,404	1,343	1,279	1,236

【1 号認定 + 2 号認定（教育二一ズ）の確保方策】

区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	368	359	340	324	311
②確保方策（利用定員数）	410	420	420	420	420
②－①過不足	42	61	80	96	109

【2 号認定（保育二一ズ）の確保方策】

区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	572	551	514	481	468
②確保方策（利用定員数）	616	619	619	619	619
②－①過不足	44	68	105	138	151

【3号認定（0-2歳児）の確保方策】

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	510	494	489	474	457
②確保方策（利用定員数）	535	567	567	567	567
②－①過不足	25	73	78	93	110

【3号認定（0歳児）の確保方策】

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	119	118	114	112	109
②確保方策（利用定員数）	115	127	127	127	127
②－①過不足	-4	9	13	15	18

【3号認定（1歳児）の確保方策】

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	182	185	181	175	169
②確保方策（利用定員数）	205	214	214	214	214
②－①過不足	23	29	33	39	45

【3号認定（2歳児）の確保方策】

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	209	191	194	187	179
②確保方策（利用定員数）	215	226	226	226	226
②－①過不足	6	35	32	39	47

②名瀬地区

【学校教育・保育の量の見込み】

区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
1 号認定 + 2 号認定 (教育ニーズ)	359	344	328	314	300
うち 2 号認定 (教育ニーズ)	227	225	209	199	190
2 号認定 (保育ニーズ)	465	445	425	407	389
3 号認定	448	430	412	396	378
0 歳児	99	97	93	91	87
1 歳児	167	161	155	149	143
2 歳児	182	172	164	156	148
合 計	1,272	1,219	1,165	1,117	1,067

【1 号認定 + 2 号認定 (教育ニーズ) の確保方策】

区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	359	344	328	314	300
②確保方策 (利用定員数)	400	400	400	400	400
②－①過不足	41	56	72	86	100

【提供体制確保の考え方】

現時点で提供体制は確保できておりますが、令和 6 年度までは利用定員が量の見込みを大幅に上回っている状況であったため、令和 7 年度に利用定員の適正化を図ります。

【2 号認定 (保育ニーズ) の確保方策】

区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	465	445	425	407	389
②確保方策 (利用定員数)	480	480	480	480	480
②－①過不足	15	35	55	73	91

【提供体制確保の考え方】

現時点で提供体制は確保できておりますが、令和 4 年度をピークとして 2 号認定児童が減少に転じています。今後、利用定員の適正化の検討が必要になる可能性があります。

【3号認定（0-2歳児）の確保方策】

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	448	430	412	396	378
②確保方策（利用定員数）	461	461	461	461	461
②－①過不足	13	31	49	65	83

【提供体制確保の考え方】

現時点の利用定員が確保方策を下回っており、提供体制の確保が必要です。

定員の弾力化等により可能な限り対応するとともに、現施設の3号認定の利用定員拡大により確保を図ることとし、補完できなかった場合には新設保育所や地域型保育事業の設置促進による確保についても検討いたします。

【3号認定（0歳児）の確保方策】

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	99	97	93	91	87
②確保方策（利用定員数）	100	100	100	100	100
②－①過不足	1	3	7	9	13

【3号認定（1歳児）の確保方策】

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	167	161	155	149	143
②確保方策（利用定員数）	176	176	176	176	176
②－①過不足	9	15	21	27	33

【3号認定（2歳児）の確保方策】

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	182	172	164	156	148
②確保方策（利用定員数）	185	185	185	185	185
②－①過不足	3	13	21	29	37

③住用地区

【学校教育・保育の量の見込み】

区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
1 号認定 + 2 号認定 (教育ニーズ)	0	2	1	1	1
うち 2 号認定 (教育ニーズ)	0	1	0	0	0
2 号認定 (保育ニーズ)	8	9	6	5	5
3 号認定	5	3	3	3	3
0 歳児	2	1	1	1	1
1 歳児	1	1	1	1	1
2 歳児	2	1	1	1	1
合 計	13	14	10	9	9

【1 号認定 + 2 号認定 (教育ニーズ) の確保方策】

区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	2	1	1	1
②確保方策 (利用定員数)	0	5	5	5	5
② - ①過不足	0	3	4	4	4

【提供体制確保の考え方】

令和 8 年度の認定こども園開設により提供体制が確保されます。

【2 号認定 (保育ニーズ) の確保方策】

区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	8	9	6	5	5
②確保方策 (利用定員数)	20	16	16	16	16
② - ①過不足	12	7	10	11	11

【提供体制確保の考え方】

令和 7 年度まではへき地保育所、令和 8 年度からは認定こども園開設により提供体制が確保されます。

【3号認定（0-2歳児）の確保方策】

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	5	3	3	3	3
②確保方策（利用定員数）	5	19	19	19	19
②－①過不足	0	16	16	16	16

【提供体制確保の考え方】

令和7年度までは家庭的保育事業、令和8年度からは認定こども園開設により提供体制が確保されます。

【3号認定（0歳児）の確保方策】

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2	1	1	1	1
②確保方策（利用定員数）	0	6	6	6	6
②－①過不足	-2	5	5	5	5

【3号認定（1歳児）の確保方策】

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策（利用定員数）	3	6	6	6	6
②－①過不足	2	5	5	5	5

【3号認定（2歳児）の確保方策】

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2	1	1	1	1
②確保方策（利用定員数）	2	7	7	7	7
②－①過不足	0	6	6	6	6

④笠利地区

【学校教育・保育の量の見込み】

区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
1 号認定 + 2 号認定 (教育ニーズ)	9	13	11	9	10
うち 2 号認定 (教育ニ ーズ)	6	6	5	4	4
2 号認定 (保育ニーズ)	99	97	83	69	74
3 号認定	57	61	74	75	76
0 歳児	18	20	20	20	21
1 歳児	14	23	25	25	25
2 歳児	25	18	29	30	30
合 計	165	171	168	153	160

【1 号認定 + 2 号認定 (教育ニーズ) の確保方策】

区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	9	13	11	9	10
②確保方策 (利用定員数)	10	15	15	15	15
② - ①過不足	1	2	4	6	5

【提供体制確保の考え方】

令和 7 年度の認定こども園開設により提供体制が確保されます。

【2 号認定 (保育ニーズ) の確保方策】

区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	99	97	83	69	74
②確保方策 (利用定員数)	116	123	123	123	123
② - ①過不足	17	26	40	54	49

【提供体制確保の考え方】

現時点で提供体制は確保できていると考えられますが、令和 8 年度の認定こども園の新築移転により定員が拡大予定です。

【3号認定（0-2歳児）の確保方策】

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	57	61	74	75	76
②確保方策（利用定員数）	69	87	87	87	87
②－①過不足	12	26	13	12	11

【提供体制確保の考え方】

令和7年度は0歳児の確保方策が不足しておりますが、定員の弾力化等により可能な限り対応します。令和8年度には認定こども園の新築移転により提供体制が確保される見込みです。

【3号認定（0歳児）の確保方策】

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	18	20	20	20	21
②確保方策（利用定員数）	15	21	21	21	21
②－①過不足	-3	1	1	1	0

【3号認定（1歳児）の確保方策】

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	14	23	25	25	25
②確保方策（利用定員数）	26	32	32	32	32
②－①過不足	12	9	7	7	7

【3号認定（2歳児）の確保方策】

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	25	18	29	30	30
②確保方策（利用定員数）	28	34	34	34	34
②－①過不足	3	16	5	4	4

3 保育利用率の目標設定

子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。この「保育利用率」の目標値については、以下のとおり設定しました。

(1) 保育利用率とは

$$\text{3歳未満の保育利用率} = \frac{\text{3歳未満の利用定員数}}{\text{3歳未満の児童数}}$$

〔子ども・子育て支援法に基づく基本指針第2の2の2（一）〕

保育利用率：満3歳未満の子どもの数全体に占める認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満3歳未満の子どもの利用定員数の割合。

(2) 保育利用率の目標値の設定

現在の利用状況及びニーズ調査により算定した3号に該当する子どもの保育の量の見込みから、令和7年度以降の「保育利用率の目標値」を以下のように設定しました。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育利用率の目標値	68.94%	68.99%	67.45%	67.14%	66.33%
保育利用率	72.01%	79.19%	78.21%	80.31%	82.29%
確保方策(利用定員数)	535	567	567	567	567
推計児童数（3歳未満）	743	716	725	706	689

4 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策

(1) 認定こども園の普及にかかる基本的な考え方

現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園、保育所等の施設の意向に即し、認定こども園の移行に必要な施設整備の促進や情報提供を行い、認定こども園の普及を図ります。

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の市町村が行う必要な支援に関する事項

教育・保育その他の子ども・子育て支援の質の確保及び向上を図るためには、幼稚園教諭、保育士等の専門性や経験が重要になります。教育・保育の一体的提供に関する意義や課題を共有できるよう、幼稚園教諭と保育士等の合同研修の開催等の支援を推進していきます。

そのため、公立、私立や施設の種別にかかわらず共通した課題である保育者の専門性の向上を図るため、教育・保育に関する専門性を有する指導主事、幼児教育アドバイザーの配置・確保等に向けた検討を行い、本市における就学前の子どものための施設全体の幼児教育・保育の質の向上を目指します。

(3) 教育・保育施設と地域型保育事業者の相互連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意し、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との連携についての基本的考え方を踏まえ、本市におけるこれらの連携を推進します。

5 産後の休業及び育児休業後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保

小学校就学前子どもの保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に認定こども園、幼稚園、保育所または地域型保育事業等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供等を行います。

また、利用状況等を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みに応じて、柔軟に特定教育・保育の提供に努めます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じ、保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

新制度未移行幼稚園の保育料及び幼稚園や認定こども園の預かり保育利用料については、各施設の協力のもと、無償化のメリットが実感できるよう法定代理受領による給付を基本とし、認可外保育施設(ファミリー・サポート・センター、病児保育を含む)の利用料については償還払いを基本とします。

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、その後の運営状況の把握などについては、県と連携して行い、当該施設の情報提供や保育の質の向上に努めます。

7 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

保健師や助産師が、妊娠・出産・子育てに関する様々な悩みに円滑に対応し、きめ細やかな相談支援を行っています。これにより育児不安が軽減され、子どもが健やかに成長できるとともに、児童虐待の発生予防としても位置づけています。

【事業実績】

基本型・特定型： 子ども・保護者の置かれている環境に応じ、保護者の選択に基づき、多様な施設・事業者から、良質かつ適切な教育・保育、子育て支援を総合的に提供します。

母子保健型： 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援のために、母子保健サービスと子育てサービスを一体的に提供できるよう「子育て世代包括支援センター」を設置しました。

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
基本型・特定型【箇所】	0	0	0	0	0
母子保健型【箇所】	1	1	1	1	1

【確保方策】

区 分	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
基本型・特定型【箇所】	0	0	0	0	0
母子保健型【箇所】	1	1	1	1	1

【提供体制確保の考え方】

基本型・特定型について、利用者支援員の配置はしていませんが、子育て家庭の環境に応じ、保護者の選択に基づき、多様なサービスを利用できるよう児童福祉窓口において、情報提供及び相談対応を行っています。

母子保健型については、児童福祉機能と連携し、妊娠期からの関係構築を図り、何でも相談できる場として、継続的・包括的に子育て支援の体制を確保していきます。

また、現在の機能を維持しながら、母子保健機能、児童福祉機能を持ち合わせた子ども家庭センターの設置に向けても検討していきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【事業実績】

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
利用人数【人】	4,649	3,088	4,784	6,003	
実施箇所	1	1	1	1	1

【量の見込みと確保方策】

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み【人】		6,100	6,200	6,300	6,400	6,500
確保方策	②【人】	6,100	6,200	6,300	6,400	6,500
	【箇所】	1	1	1	1	1
過不足②－①		0	0	0	0	0

【提供体制確保の考え方】

量の見込みは、実績より推計し、また毎年度、利用希望が増過すると見込んでいます。

名瀬地区に1か所ある子育て支援センターにおいて、引き続き育児相談他子育てに関する情報提供、子どもたちの遊び場や保護者同士の交流の場を提供できる体制を確保します。過去の実績により、量の見込みに対する確保は可能です。

子育て支援センターがない地区においては、園外児童への子育て支援事業を実施している保育所等と連携し、各地区においての親子の居場所、育児相談体制の確保を検討します。

(3) 児童館事業

健全な遊びを通じて、児童の集団的個別的指導や、子ども会、母親クラブ等の活動支援を行う事業です。

【事業実績】

児童館		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
港町児童センター	利用人数【人】	3,473	1,664	2,812	3,331	
金久児童館	利用人数【人】	5,992	3,453	4,393	5,866	
実施箇所		2	2	2	2	2

【量の見込みと確保方策】

児童館		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
港町児童センター	利用人数【人】	3,100	3,200	3,300	3,400	3,500
金久児童館	利用人数【人】	5,100	5,200	5,300	5,400	5,500
実施箇所		2	2	2	2	2

【提供体制確保の考え方】

名瀬地区において2か所、児童館を指定管理し、児童の健全な遊びの提供体制を確保します。

(4) 妊婦健康診査

妊婦健康診査に係る費用を助成することで、妊娠期に必要な健康診査の受診を促し、疾病の早期発見、予防に努め、健やかな妊娠、出産を支援する事業です。

【事業実績】

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
実績【人回】	3,636	3,677	3,307	2,780	
対応窓口【箇所】	3	3	3	3	3

【量の見込みと確保方策】

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み【人回/年】		3,300	3,300	3,300	3,300	3,300
確保方策	②【人回/年】	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300
	【受診券配布窓口】	3	3	3	3	3
過不足②－①		0	0	0	0	0

【提供体制確保の考え方】

妊婦の健康意識の向上と経済的負担の軽減を図り、安心して妊婦・出産ができる体制を確保します。また、里帰り出産など、県外の医療機関や助産院で妊婦健康診査を受診した場合は、契約単価を上限として、償還払いにより費用の助成を行います。

支援を要する妊婦を早期に発見して、医療機関等と連携し、必要時に保健師等による継続支援を行うことで、安心して子育てができる環境を整えます。

（５）乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てサービスや予防接種の案内、育児相談等により子育て支援を行う事業です。

【事業実績】

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
訪問数【人】	272	272	286	250	
対応箇所【箇所】	3	3	3	3	3

【量の見込みと確保方策】

区 分	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み【人】	240	235	228	221	218
②確保方策【人】	240	235	228	221	218
過不足②－①	0	0	0	0	0

【提供体制確保の考え方】

量の見込みは、各年度の0歳児の推計人口とし、100%実施できる体制を確保します。

助産師や保健師等の専門職が、乳児家庭への家庭訪問を行い、養育環境等を把握し、子育て支援に関する情報提供や育児負担の軽減を図ります。

（６）養育支援訪問事業

要保護児童・要支援児童・特定妊婦等、支援が必要と認められる児童及び世帯に、養育者が適切な養育を行うことができるようになることを目指し、専門的な相談・指導・助言その他必要な支援を行い、当該家庭の養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

【事業実績】

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
世帯数	5	9	3	5	4
訪問数【人日】	148	197	110	153	127
対応窓口【箇所】	3	3	3	3	3

【量の見込みと確保方策】

区 分	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み【人日】	127	127	127	127	127
②確保方策【人日】	127	127	127	127	127
過不足②－①	0	0	0	0	0

【提供体制確保の考え方】

量の見込みは令和 6 年度の実績見込みから推計しています。

養育支援訪問事業では、保健師・助産師・保育士等を派遣し、訪問援助を行うなどにより、子育ての負担軽減を図ります。なお、これまで、当事業内で実施していた、で家事育児支援については、令和 6 年度から、子育て世帯訪問支援事業で実施することとなりました。

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業))です。

【事業実績】

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
利用者数【人日】	71	40	62	88	226
施設数【箇所】	1	1	2	4	4

【量の見込みと確保方策】

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み【人日】		226	226	226	226	226
確保方策	②【人日】	226	226	226	226	226
	【対応箇所】	8	8	8	8	8
過不足②－①		0	0	0	0	0

単位:人日…年間の利用人数×利用日数

【提供体制確保の考え方】

量の見込みは、令和6年度の実績見込みから推計しています。

児童養護施設(白百合の寮)のほか、里親での受け入れも可能となり、従来の施設的な養護のみでなく家庭的な養護での受け入れも行っております。

（８）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【事業実績】

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
会員数【人】	779	875	1,132	1,047	
援助活動数	656	745	994	1,214	
施設数【箇所】	1	1	1	1	1

【量の見込みと確保方策】

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み【人日】		1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
確保方策	②【人日】	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	【対応箇所】	1	1	1	1	1
過不足②－①		0	0	0	0	0

単位：人日…年間の延べ日数

【提供体制確保の考え方】

量の見込みは、令和 6 年度の実績見込みより推計しています。

会員の増加とともに、ニーズも多様化しています。支援が必要な世帯からの依頼や発達に特性がある児童の預かり・送迎など専門的な知識・技能が求められる援助活動も増えています。療育分野の研修や関係機関との連携によりニーズに対応していきます。

また、各地域で活動できるサポート会員の確保に努め、地域においてスムーズに相互援助活動を提供できる体制を整えます。

(9) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【事業実績】

区 分			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
幼稚園型	1号認定	【人日】	839	924	2,030	1,554	
	2号認定	【人日】	56,196	38,330	33,867	28,912	
	施設数	【箇所】	6	6	6	6	
区 分			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
一般型・余裕活用型		【人日】	9,326	8,430	8,518	11,981	
		【箇所】	5	5	5	6	

【量の見込みと確保方策】

区 分			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の 見込み	①幼稚園型（1号認定）【人日】		1,473	1,434	1,396	1,359	1,323
	②幼稚園型（2号認定）【人日】		27,411	26,690	25,988	25,304	24,638
	③一般型【人日】		11,061	10,628	10,212	9,812	9,428
確保 方策	幼稚園型	④【人日】	28,884	28,884	28,884	28,884	28,884
		【箇所】	8	8	8	8	8
	一般型	⑤【人日】	11,061	11,061	11,061	11,061	11,061
		【箇所】	6	6	6	6	6
過不足	幼稚園型④－(①＋②)		0	760	1,500	2,221	2,923
	一般型⑤－③		0	433	849	1,249	1,633

単位：人日…年間の利用人数×利用日数

【提供体制確保の考え方】

量の見込みは、ニーズ調査と実績により推計しています。

幼稚園型及び一般型について、現時点で提供体制は確保できていると考えられますが、令和7年度から笠利地区で、令和8年度には住用地区で幼稚園型一時預かり事業を提供開始予定としております。

(10) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、保育所、認定こども園等において保育を実施する事業です。

【事業実績】

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
利用人数【人】	404	389	328	378	
施設数【箇所】	7	7	7	7	

【量の見込みと確保方策】

区 分	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み【人】	437	426	407	386	373
確保方策	②【人】	437	437	437	437
	【対応箇所】	7	7	7	7
過不足②－①	0	11	30	51	64

※単位：人…年間の利用実人数

【提供体制確保の考え方】

量の見込みは、実績により推計しています。

現時点で提供体制が確保できていると考えられますが、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現のため、保護者の就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実が求められており、延長保育事業の確保に努めます。

(11) 病児保育事業

病気や病気の回復期にある子どもを対象に、保育園等での集団生活が困難で、かつ保護者の事情により家庭で保育できない場合、一時的にお預かりする事業です。

【事業実績】

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
利用人数【人日】	138	153	117	94	
施設数【箇所】	1	1	1	1	1

【量の見込みと確保方策】

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み【人日】		120	130	140	150	160
確保方策	②【人日】	120	130	140	150	160
	【箇所】	1	1	1	1	1
過不足②－①		0	0	0	0	0

単位：人日…年間の利用人数×利用日数

※病児保育のみ 体調不良児は除く

【提供体制確保の考え方】

量の見込みは、令和 6 年度の実績見込みより、推計しています。

利用数は感染症等の流行などに影響されますが、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現を支援する観点から、希望する人が利用できるよう、安定した受入れ体制の確保に努めます。また希望する者が、利用しやすい仕組みを検討します。

(12) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【事業実績】

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①利用者数【人】	500	497	511	509	
1年生【人】	188	177	188	183	
2年生【人】	131	163	143	141	
3年生【人】	100	83	109	99	
4年生【人】	43	42	48	43	
5年生【人】	26	21	16	22	
6年生【人】	12	11	7	21	
施設数【箇所】	11	11	11	11	11

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①利用者数【人】					
低学年	419	423	440	423	
高学年	81	74	71	86	
計	500	497	511	509	

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
②施設数【箇所】					
低学年	11	11	11	11	11
高学年	11	11	11	11	11
計	11	11	11	11	11

【量の見込みと確保方策】

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み【人】		630	631	658	652	626
	1年生【人】	217	204	239	236	210
	2年生【人】	200	200	189	207	205
	3年生【人】	108	125	130	114	124
	4年生【人】	53	53	52	48	42
	5年生【人】	26	24	24	24	22
	6年生【人】	26	25	24	23	23
確保方策	②【人】	693	693	693	693	693
	【箇所】	13	13	13	13	13
過不足②－①		63	62	35	41	67

※単位：人…年間の利用実人数

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み【人】		630	631	658	652	626
	低学年【人】	525	529	558	557	539
	高学年【人】	105	102	100	95	87
確保方策	②【人】	693	693	693	693	693
	【箇所】	13	13	13	13	13
過不足②－①		63	62	35	41	67

※単位：人…年間の利用実人数

【提供体制確保の考え方】

共働き世帯の増加等により、朝日小校区及び小宿小校区で利用ニーズが増加していることを踏まえ、令和7年4月開設に向けて2クラブの公募を実施しています。今後も、利用者のニーズや施設の状況に応じて、量の確保を行い、放課後や週末等における子どもの安全かつ安心な居場所づくりを推進します。

放課後児童対策パッケージに基づく取組

①放課後子ども教室の年度ごとの実施計画

放課後子ども教室については、今後、保護者のニーズ、地域の動向を踏まえ事業実施の必要性を関係機関で協議し、令和11年度までの開設を目指します。

②連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

現在、本市では、連携型で実施できる環境は整っていないことから、今後、実施に向けて検討を進めます。検討に当たっては、実施場所の確保、両事業のスタッフ間の協力体制、児童の安全管理など解決すべき課題等について、関係各課と連携を図り、当面、1か所のモデル事業実施を目指します。

③校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

連携型と同様に関係各課と連携を図り、当面、1か所のモデル事業実施を目指します。

④連携型、校内交流型の推進に関する具体的な方策

放課後児童クラブの放課後児童支援員等と放課後子ども教室のコーディネーターが連携して、プログラムの内容、実施日等を検討できるよう、定期的な打合せの場を設けます。

⑤放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な方策

放課後子ども教室を含めた今後の新たな学校の余裕教室の活用については、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の担当部局が学校関係者と話し合う機会を持ち、新放課後子ども総合プランの必要性、意義等について説明を行い、理解を求めるとともに協議を行います。

⑥放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

放課後児童クラブの実施主体である福祉部と、放課後子ども教室の実施主体である教育委員会との間で、定期的な打合せの機会を設定し、両事業の実施状況・課題などについて情報共有を図っていきます。

⑦特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

放課後児童クラブと、放課後等デイサービス事業所の利用を希望する特別な配慮を必要とする児童のニーズに応えるため、両事業の連携を図り切れ目のない支援に努めます。

⑧地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間延長に係る取組

開設事業者と協議し、利用者のニーズにあった開所時間の把握と設定に努めます。

⑨各放課後児童クラブが、その役割をさらに向上させていくための方策

放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけではなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を担っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るため、開設事業者と連携し、子どもの発達段階に応じた育成と環境づくりに努めます。

⑩放課後児童クラブの役割を果たす観点から、放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

放課後児童クラブによる広報活動等により周知を図るとともに、関係機関と継続的に情報共有ができる体制づくりを目指します。

(13) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

【量の見込みと確保方策】

区 分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み【人日】	152	152	152	152	152	152
②確保方策【人日】	19	152	152	152	152	152
過不足②－①	-133	0	0	0	0	0

※令和6年度は実績値

【提供体制確保の考え方】

量の見込みは、令和6年度の実績見込みより、推計しています。

家事支援については、研修を受けた家庭訪問型支援員または訪問介護事業所に委託して実施しており、受託する事業所の確保が課題となっています。

(14) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

令和6年4月に施行された改正児童福祉法により地域子ども・子育て支援事業として新たに創設された事業であるため、今後、実施等について検討します。

(15) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としています。

令和 6 年 4 月に施行された改正児童福祉法により地域子ども・子育て支援事業として新たに創設された事業であるため、今後、実施等について検討します。

(16) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ることを目的としています。

【量の見込みと確保方策】

区 分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	妊娠届出数	240	235	228	221	218
	1組あたり面談回数【回】	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
	面談実施合計回数【回】	600	588	570	553	545
確保方策	こども家庭センター※【回】	600	588	570	553	545
	上記以外で業務委託【回】	0	0	0	0	0

※こども家庭センター未設置自治体では、その代替となる拠点

【提供体制確保の考え方】

安心して子育てができるように、妊娠から出産まできめ細やかな相談に対応します。

(17) 乳児等通園支援事業（誰でも通園制度）

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。

【量の見込みと確保方策】

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0 歳児	量の見込み（延べ人数）【人】	0	0	0	0	0
	確保方策（延べ人数）【人】	0	1	1	1	1
1 歳児	量の見込み（延べ人数）【人】	0	1	1	2	2
	確保方策（延べ人数）【人】	0	1	1	2	2
2 歳児	量の見込み（延べ人数）【人】	0	2	2	3	3
	確保方策（延べ人数）【人】	0	2	2	3	3

【提供体制確保の考え方】

本市では令和 8 年度の本格実施へ向けて準備を進めてまいります。

名瀬地区で保育施設の待機児童が発生していることも踏まえ、令和 8 年度及び令和 9 年度のこども誰でも通園制度のこども一人あたりの利用時間は「月 3 時間」を上限とし、令和 10 年度以降は「月 10 時間」を上限とすることを検討しています。

(18) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保します。

【量の見込みと確保方策】

区 分	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（延べ人数）【人日】	253	248	239	230	225
確保方策（延べ人数）【人日】	253	248	239	230	225

【提供体制確保の考え方】

量の見込みは、0歳児の推計人口から推計しています。

妊娠期から出産・子育て期にかけて切れ目のないサポートを行うことで、健やかな子育てを推進するとともに、児童虐待の予防に寄与します。

(19) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業

子どもが幼児教育・保育を受けた場合において、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用や給食費(副食材料費)等について、世帯所得の状況を勘案して、その一部を助成する事業です。

(20) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成(幼稚園特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

新規参入施設等の事業者への支援について、本市の教育・保育の量の見込みに対する確保方策は、市内既存施設による対応で充分であり、現時点において新規参入事業者に対する巡回支援の検討・実施は予定していません。また、特別支援が特に必要な子どもに対する支援として、今後の国の方針を踏まえ検討します。

第6章

計画の推進

1 計画の周知

計画の推進にあたり、子育て家庭、子育てに係る事業者・関係団体をはじめ、多くの市民と協力が重要であることから、策定した計画について、関係者や関係団体へ周知するとともに、ホームページなど様々な媒体を活用して、広く住民に周知します。

また、「子ども・子育て支援新制度」について分かりやすく知らせていくことが安心した妊娠・出産・子育てに結び付いていくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

2 関係機関等との連携・協働

子ども・子育てに関わる施策は、教育・福祉分野だけでなく、保健・医療・商工業など、多岐にわたります。このため、施設関係者・民生委員・児童委員・関係機関などと連携を図りながら、協働による子育て支援に努めます。

また、国や県とも連携して、施策の推進にあたります。

3 計画の進行管理

この計画(Plan)の達成状況(利用定員数や施策取組)を得るためには、計画に基づく取組(Do)の達成状況を継続的に把握・評価(Check)し、その結果を踏まえた計画の改善(Act)を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画内容の審議にあたった「奄美市子ども・子育て会議」が、今後、毎年度の進捗状況の把握・点検を行うこととし、その結果を公表するとともに、それに対する意見を関係機関や団体などから得ながら、適時、取組の見直しを行っていきます。

